

# 山口市バリアフリー基本構想

誰もが安全に安心して快適に暮らし、互いに支えあうまち

平成21年 6月策定

平成28年10月改訂

山 口 市

## はじめに



今日、日本は他の諸外国に例を見ないほど急速に高齢化が進み、本格的な高齢社会を迎えています。また、障がいの有無に関わらず生活し、活動できる社会を目指すノーマライゼーションの理念も浸透しつつあります。こうした中、高齢者や障がい者など、すべての市民の皆様が自立した日常生活や社会参加することができるような豊かな社会が求められています。

このため、山口市では「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）に基づき、平成21年6月に「山口市バリアフリー基本構想」を策定しましたが、阿東町の合併に伴い、このたび、基本構想を改訂しました。

本基本構想は、「誰もが安全に安心して快適に暮らし、互いに支えあうまち」を基本理念とし、山口市におけるバリアフリー化を推進する基本的な方針を定めたものです。

今後は、本基本構想の理念に基づき、高齢者や障がい者をはじめ、妊婦、子連れの方、子供などすべての人が安全に安心して暮らせるまちを目指し、関係事業者等と連携しながらバリアフリー化に向けて取り組んでまいりますので、市民の皆様の御理解、御協力を賜りますようお願いいたします。

終わりに、本基本構想策定にあたりまして、熱心に御審議いただきました山口市バリアフリー基本構想推進協議会委員の皆様をはじめ、アンケートやワークショップ等を通じ、多くの市民の皆様に御協力をいただきましたことに心から感謝し、厚く御礼申し上げます。

平成28年（2016年）10月

山口市長 渡辺純忠

# 目 次

1. バリアフリー基本構想策定にあたって	1
1-1 基本構想策定の目的	1
1-2 バリアフリー新法の概要	2
1-3 基本構想の役割	4
1-4 基本構想の構成	7
2. 山口市の概況	8
2-1 位置・地勢	8
2-2 人口動向等	9
2-3 公共交通の状況	13
2-4 主要な施設の状況	16
3. 市民意識	19
3-1 市民アンケート調査の結果概要	19
3-2 高齢者・障がい者等ヒアリング調査の結果概要	26
4. バリアフリー推進にあたっての課題	28
4-1 人に関する課題	28
4-2 交通に関する課題	28
4-3 主要な施設の課題	29
4-4 市民意向からの課題	29
5. バリアフリー推進の基本的な考え方	30
5-1 基本的な考え方	30
5-2 基本理念	30
5-3 基本方針	31

6. 重点整備地区について	33
7. バリアフリーの実現に向けて	35
7-1 心のバリアフリー	35
7-2 今後の取組みと推進体制	36
参考資料	38
1 策定経過	38
2 山口市バリアフリー基本構想推進協議会設置要綱	40
3 山口市バリアフリー基本構想推進協議会委員名簿	42
4 用語解説	43

# 1. バリアフリー基本構想策定にあたって

## 1-1 基本構想策定の目的

今日の日本は、他の先進諸国に例を見ない急速な高齢化が進んでいます。2015年（平成27年）は国民の4人に1人が65歳以上の高齢者であり、本格的な高齢社会を迎えています。また、少子化も同時進行し、かつて経験したことのない人口減少社会を迎えています。

本市においても、同様の状況が懸念され、山口市では平成17年をピークに人口減少に転じており、平成22年の高齢化率は23.8%に達していますが、高齢化の進行は、今後さらに顕著になっていくと予想されます。

また、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえた国土交通行政を推進するため、平成17年にバリアフリー施策の指針となる「ユニバーサルデザイン政策大綱」がとりまとめられ、障がいの有無に関わらず、生活し、活動できる社会を目指すノーマライゼーションの理念や、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの理念が浸透しつつあります。

このような状況のなか、高齢者や障がい者等だれもが自立した日常生活及び社会生活を営むことができる社会を構築することが重要であり、そのための環境整備促進に関する法律として、ハートビル法、交通バリアフリー法が制定され、建築物や交通機関などにおいてバリアフリー化が推進されてきました。

しかしながら、ユニバーサルデザイン政策大綱がとりまとめられる過程で、種々の問題が指摘されたことから、「一体的・総合的なバリアフリー施策の推進」のため、従来のハートビル法と交通バリアフリー法の統合・拡充による「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー新法」）が平成18年12月に施行され、継続した取組みのため平成23年3月には「移動等円滑化の促進に関する基本方針」が改正されました。

さらに、国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図ることを目的に、平成25年12月には「交通政策基本法」が施行されましたが、同法に基づいて定められた「交通政策基本計画」においても、バリアフリーをより身近なものにすることが、目指すべき目標の一つとして示されています。また、障がいの有無に関わらず、お互いを尊重し合いながら共に生きる社会の実現に向け、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（いわゆる「障害者差別解消法」）が平成28年4月1日から施行されました。

本市におきましても、一体的かつ総合的なバリアフリー化の推進を図っていくことを目的とし、バリアフリー新法に基づき、平成21年6月にバリアフリーのまちづくりの実現に向けた基本構想を策定しましたが、阿東町の合併や社会情勢の変化に伴い、このたび、基本構想を改訂いたします。

## 1-2 バリアフリー新法の概要

### ■バリアフリー新法の目的

バリアフリー新法の目的とは、

- 公共交通機関の旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物の構造及び設備を改善するための措置（基準適合義務及び努力義務）
- 一定の地区における旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路を構成する道路、駅前広場、通路その他の施設の一体的な整備を推進するための措置（重点整備地区の基本構想の作成）

等を講ずることにより、高齢者、障がい者等の移動や施設の利用上の利便性及び安全性の向上を図ることです。

### ■バリアフリー新法制定の経緯

#### ユニバーサル政策大綱(H17.7)

理念：「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、今後、可能な限り全ての人が、人格と個性を尊重され、自由に社会に参画し、いきいきと安全で豊かに暮らせるよう、生活環境や連続した移動環境をハード・ソフトの両面から継続して整備・改善していく。

現行のハートビル法では、建築物の施設ごとに独立して推進が図られており、連続したバリアフリー化が実現されていない。また、交通バリアフリー法では、旅客施設を中心とした生活圏の一部にとどまっている。

これらの課題等について一体的・連続的な移動空間形成のため、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえた現行法の一体化に向けた法整備が構築された。

■ハートビル法による取組み  
建築物等のバリアフリー化

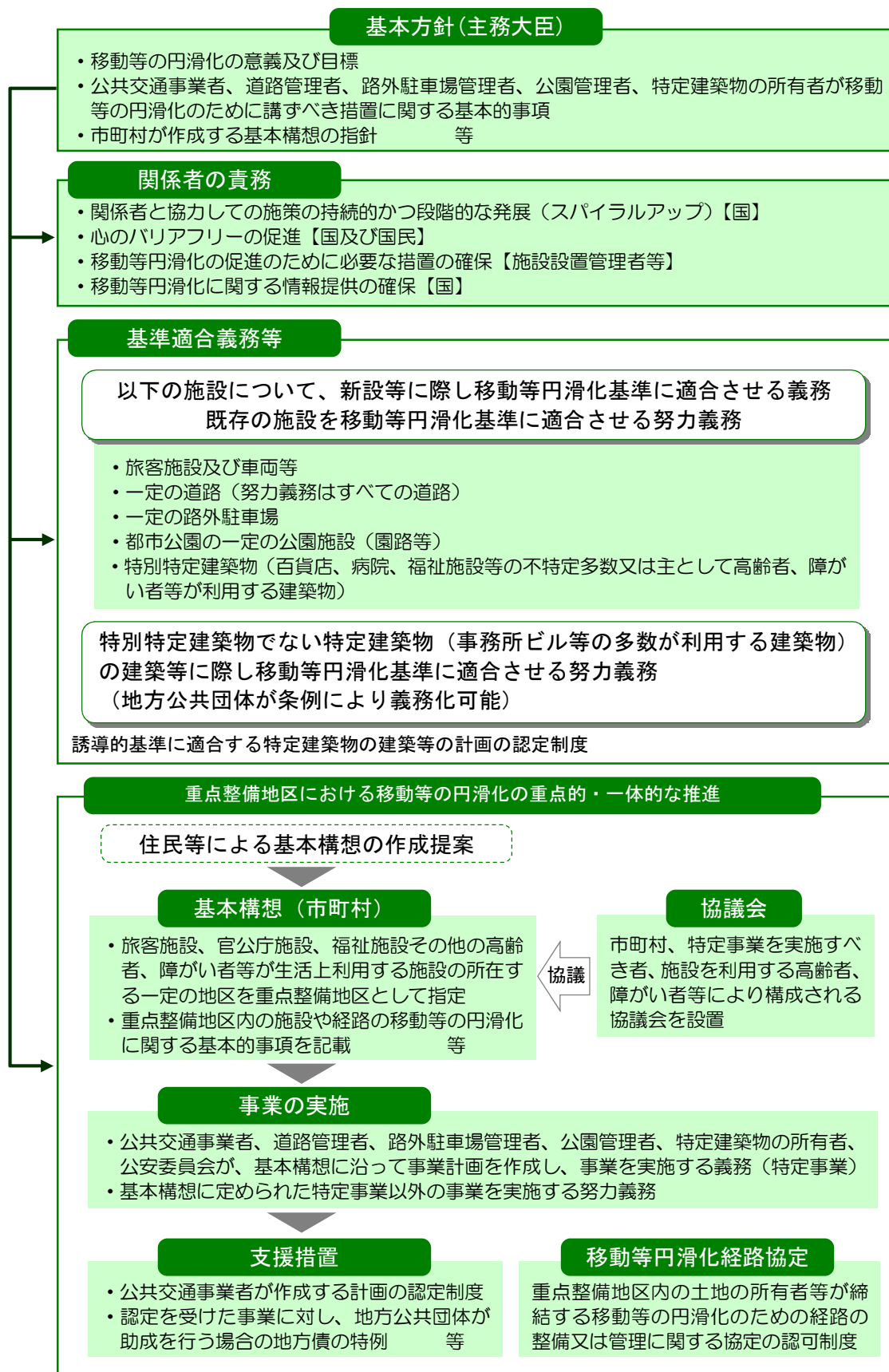
■交通バリアフリー法による取組み  
旅客施設等のバリアフリー化  
道路等のバリアフリー化

## 総合的・一体的なバリアフリー（バリアフリー新法）

### 「移動等円滑化の促進に関する基本方針」改正

- ・継続的な取り組み
- ・整備目標を新たに設定

■バリアフリー新法の基本的枠組み

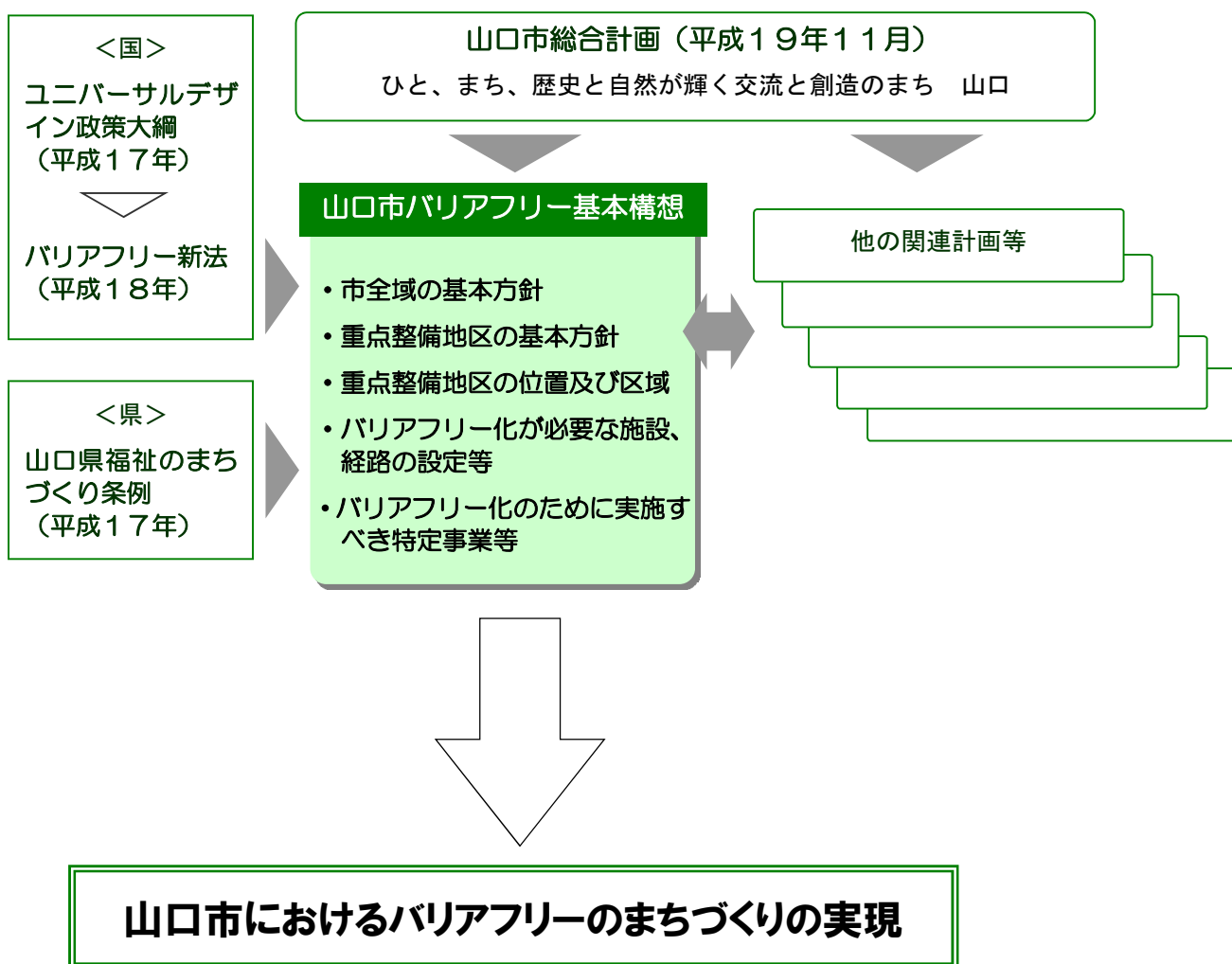


### 1-3 基本構想の役割

#### (1) 基本構想の位置づけ

本基本構想は、バリアフリー新法に基づいて策定するもので、まちづくりの基本的な考え方やバリアフリーの整備方針については、上位計画である山口市総合計画や山口県福祉のまちづくり条例を踏まえ策定します。また、市の関連計画との整合をとり、施策や事業の連携を図ります。

#### ■基本構想の位置づけ





## (2) 関係法令等

### ユニバーサルデザイン政策大綱(平成17年7月 国土交通省)

#### 【基本的考え方】

「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、今後、身体的状況、年齢、国籍などを問わず、可能な限り全ての人が、人格と個性を尊重され、自由に社会に参画し、いきいきと安全で豊かに暮らせるよう、生活環境や連続した移動環境をハード・ソフトの両面から継続して整備・改善していく。

#### 【5つの基本的考え方】

- (1) 利用者の目線に立った参加型社会の構築
- (2) バリアフリー施策の総合化
- (3) だれもが安全で円滑に利用できる公共交通
- (4) だれもが安全で暮らしやすいまちづくり
- (5) 技術や手法等を踏まえた多様な活動への対応

### 山口県福祉のまちづくり条例(平成24年3月改正 山口県)

#### 【基本方針】

- (1) 福祉のまちづくりへの取組みを促進するため、県民意識の高揚を図ること。
- (2) 高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮された公共的施設の整備を促進すること。
- (3) 高齢者、障害者等の社会的活動への自主的かつ積極的な参加を促進すること。

## (3) 上位・関連計画等

### ①上位計画

### 山口市総合計画 後期まちづくり計画(平成25年3月 山口市)

#### 【将来都市像】 ~ひと、まち、歴史と自然が輝く交流と創造のまち 山口~

・質の高い市民生活や都市活力を維持・強化していくのが、合併後、そして、前期のまちづくりにおいて取り組んできた「協働によるまちづくり」「広域県央中核都市の創造」になるため、引き続き政策の柱として取り組む。

### ②福祉に関する計画

### 山口市地域福祉計画・山口市地域福祉活動計画(平成26年3月 山口市・山口市社会福祉協議会)

【理念】 ~みんなとともに支え合い、誰もがその人らしく、  
住みなれた地域で安心して暮らせる福祉のまちづくり~

基本目標1：地域福祉を推進するひとづくり

基本目標2：安全に安心して生活できる地域の輪づくり

基本目標3：利用しやすい福祉サービスの仕組みづくり

### 第二次山口市障害者基本計画(平成24年3月 山口市)

#### 【基本目標】 ~ともに支えあい健やかな暮らしのできるまちづくり~

- (1) 地域で自立した生活を促進する総合的支援の推進
  - ・ニーズに応じたサービス提供、様々な問題が発生したときの情報提供体制づくりの推進。
- (2) 社会参加と自立した活動の推進
  - ・障がいのある人の学習、スポーツ、文化活動などへの参加環境の整備、就労支援施設の整備推進。
- (3) 健やかに安心して暮らせるまちづくり
  - ・誰もが使いやすいユニバーサル社会の実現を目指したまちづくりを総合的に推進。

### ③交通に関する計画

#### 山口市市民交通計画(平成19年9月 山口市)

【基本理念】 ~創ろう！守ろう！みんなの公共交通~

- 誰もが気軽に外出できる輸送サービスの提供
  - ・高齢者や障害者、小さい子供を連れた人などが気軽に外出できるよう、福祉や教育と連携した輸送サービスを提供する。
- ユニバーサルデザインに基づいた環境整備
  - ・公共交通施設のバリアフリー化を進めるとともに、歩行者や自転車利用者に優しい移動環境を整える。
- 安全・快適な歩行者空間の創出
  - ・高齢化社会に対応し、街なかを徒歩、自転車で安全・快適に移動できる交通環境を整える。

### ④まちづくりに関する計画

#### 山口市都市計画マスタープラン(平成24年3月 山口市)

- 【将来都市像】 ~ひと、まち、歴史と自然が輝く 交流と創造のまち 山口~
- 基本目標
- 1 交流と創造の拠点となる都市づくり
  - 2 歴史・文化・自然など多様な地域の個性を生かした都市づくり
  - 3 機能が集約・連携された効率的で暮らしやすい都市づくり
  - 4 自然との共生による環境に配慮した都市づくり
  - 5 誰もが安心・安全で豊かに暮らせる都市づくり
  - 6 多様な主体による協働の都市づくり

#### 第2期山口市中心市街地活性化基本計画(平成28年3月変更 山口市)

【基本方針】

- 1 様々な交流機会の創出によるにぎわいのある中心市街地の形成
- 2 地域資源を活用した経済活動による活力のある中心市街地の形成
- 3 個々のライフスタイルに合った安全で快適に暮らせる中心市街地の形成

#### 新山口駅ターミナルパーク整備構想(平成19年11月 山口市)

#### 新山口駅ターミナルパーク整備基本計画(平成21年2月 山口市)

【基本方針】

- ・駅を中心とした市街地の自由な交流及び歩行環境整備
- ・ユニバーサルデザインに配慮した快適な乗り継ぎと効率的な移動の確保
- ・人が交流し、賑わいのある施設整備
- ・地域の文化性、地域性の演出

【整備方針】

##### ■表口駅前広場

- ・「山口らしさ」を考慮した市及び県の玄関にふさわしい乗り継ぎの利便性や景観デザイン(ランドスケープデザイン)に配慮した整備
- ・周辺地域への回遊性、交流に配慮した歩行者動線を意識した整備
- ・賑わいを創出するたまり・交流空間の整備
- ・新幹線口駅前広場との交通(バス、タクシー、自家用車)の機能分担・機能強化を踏まえた整備(必要に応じ新幹線口駅前広場の整備)
- ・機能的な駐車・駐輪場の整備

##### ■自由通路

- ・駅を中心とした市街地の自由な交流促進、及び歩行系ネットワークの連続性の確保
- ・賑わい、交流、たまりなどの機能を魅力的に演出することも視野に入れた適切な幅員の確保
- ・駅南北地区の一体感の創出と、移動の円滑化に配慮し、通行機能だけでなく、賑わいを創出する休憩、滞留などの様々な機能の導入
- ・交通機関間の乗り換えの利便性を図るとともに、駅舎と一体なった整備

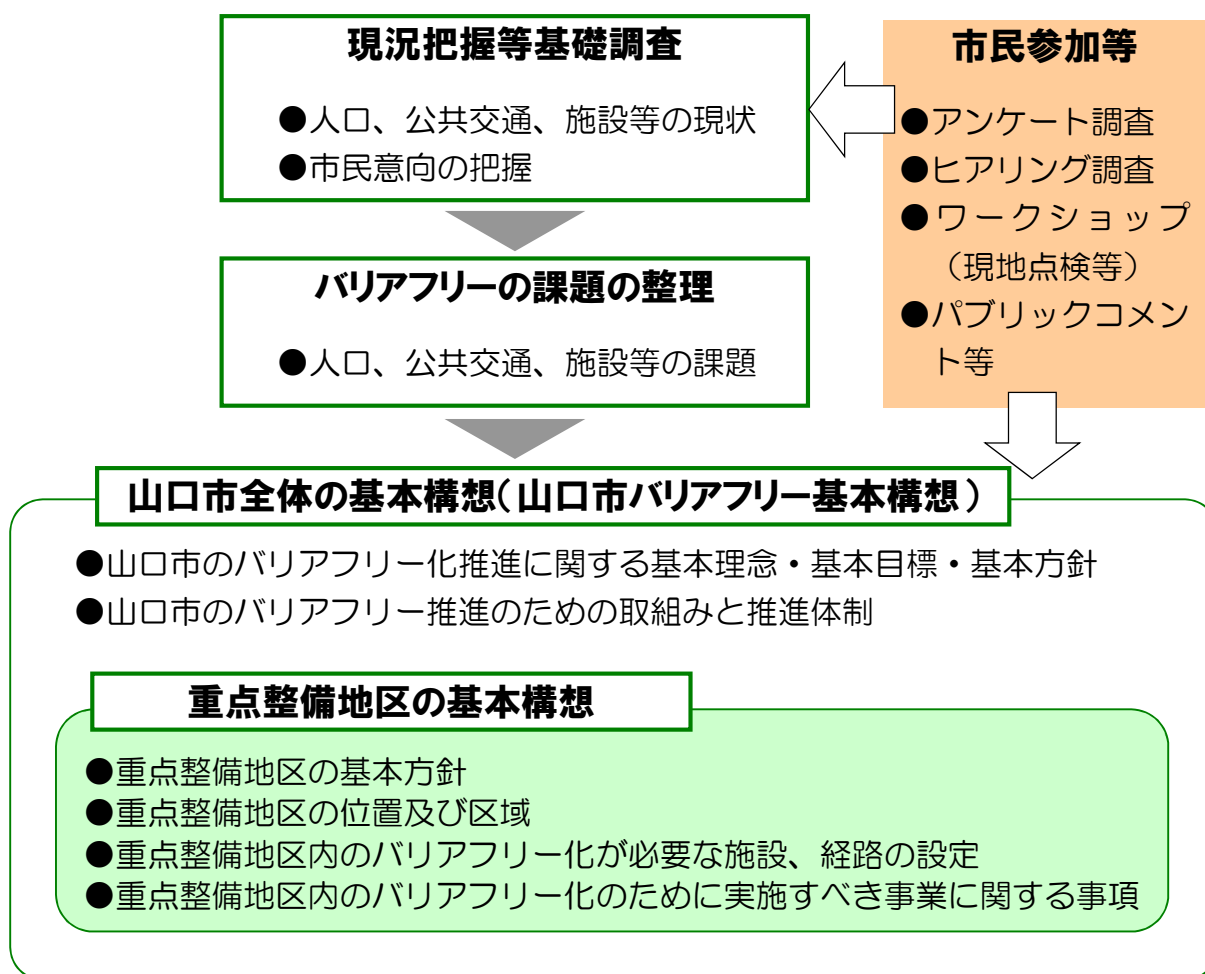
##### ■アクセス道路

- ・広域的なアクセス性及び地域の発展を考慮した整備
- ・バリアフリー化や景観に配慮した快適で潤いのある歩行空間の整備

## 1-4 基本構想の構成

本基本構想策定にあたっては、市民意向を十分に踏まえたものとするため、アンケート調査、ヒアリング調査、ワークショップ等を実施し、山口市全体の基本構想、重点整備地区の基本構想に反映します。

### ■基本構想の構成



## 2. 山口県の概況

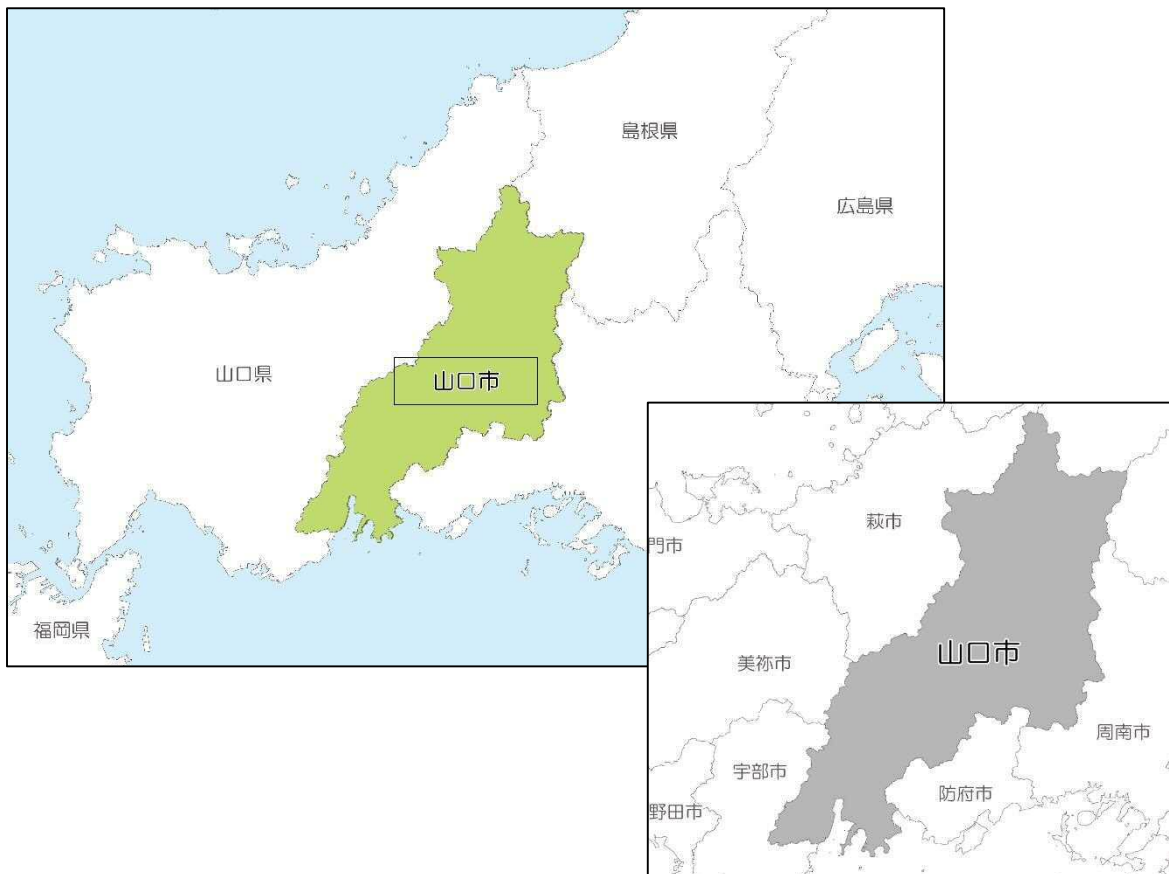
### 2-1 位置・地勢

- 山口県の中央部に位置し、広域交流の拠点にふさわしいまちづくりが求められる

本市は、人口約20万人、市域面積は約1,023km<sup>2</sup>、山口県の中央部に位置し、南は瀬戸内海に面し、東は防府市、周南市、西は美祢市、宇部市、北は萩市、さらに島根県に接しています。

地勢は、北部の山地から榎野川と佐波川が流れ、盆地、南部の臨海平野へと続いており、阿武川が阿東地域から萩市を経て日本海へと流れています。また、広域交通網が東西南北に走り、県内の主要な都市に1時間以内で移動できるとともに、高速自動車道や山陽新幹線、山口宇部空港といった高速交通網との接続の便もよく、広域交流の拠点にふさわしいまちづくりを進める必要があります。

#### ■山口市の位置



## 2-2 人口動向等

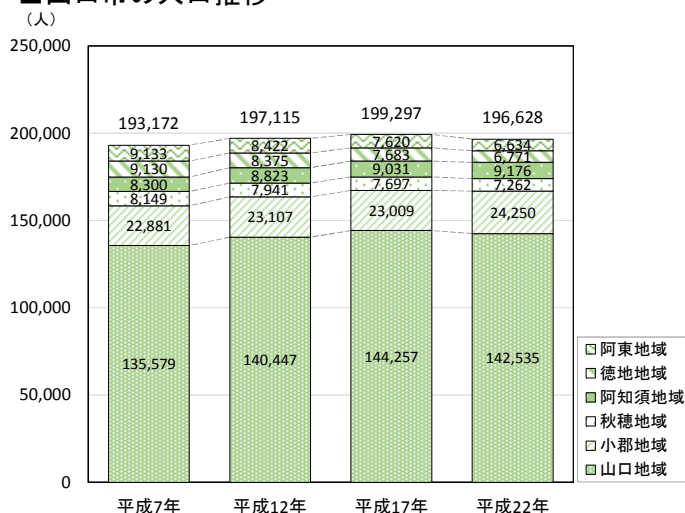
### (1) 人口推移

●総人口は減少傾向にあるが、小郡地域と阿知須地域で増加している

本市の人口は減少傾向にあり、平成22年で196,628人となっています。平成7年と平成22年で3,456人増加していますが、平成17年からは減少に転じています。

小郡地域と阿知須地域の人口は増加傾向にありますが、他の地域の人口は減少傾向にあります。

■山口市の人口推移



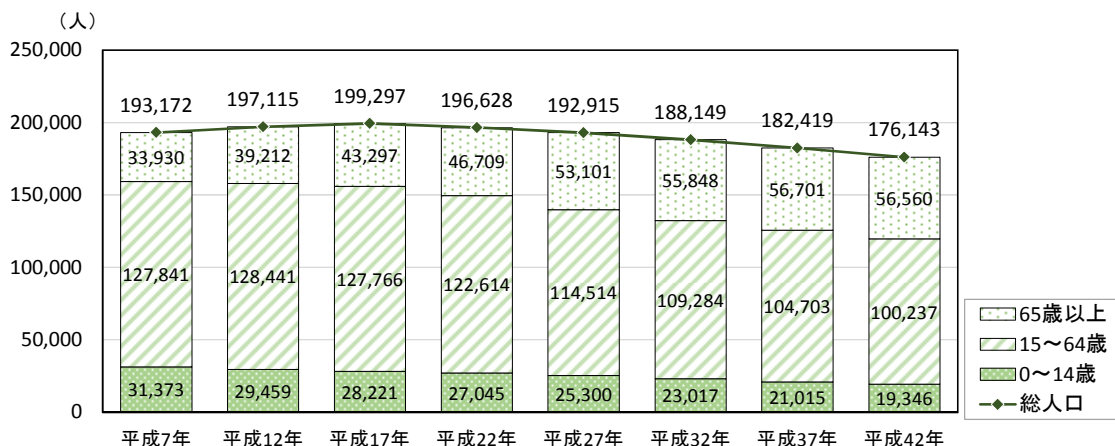
(出典：国勢調査)

### (2) 年齢別人口と人口推計

●今後、少子高齢化がさらに進行すると予想される

近年では少子高齢化が進展し、特に高齢化が著しく進んでいます。平成22年の高齢化率は23.8%となっており、平成7年の高齢化率と比較して6.2ポイント増加しています。総人口は、平成17年をピークに人口減少に転じており、また高齢化はさらに進行することが予想され、長期的な視点で、市民がお互いに支えあっていく社会をつくっていくことが求められます。

■山口市の年齢別人口と人口推計



(出典：平成7年～22年 国勢調査

平成27年以降 国立社会保障・人口問題研究所(平成25年3月推計))

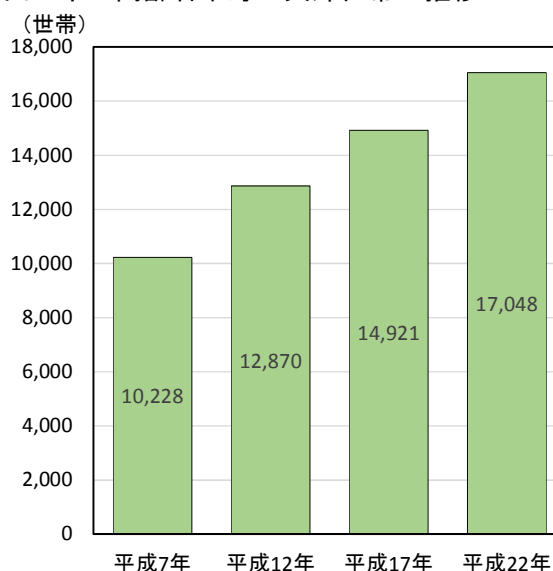
### (3) 高齢者世帯の状況

#### ●高齢者単身世帯、高齢者夫婦世帯数は増加している

高齢者単身世帯、高齢者夫婦世帯は大幅に増加しており、平成22年で17,048世帯となっています。

今後も高齢化が進展することが推計されており、高齢者単身・夫婦世帯も増加することが予想されることから、高齢者だけでも安心して外出できる環境づくりが必要です。

■山口市の高齢者単身・夫婦世帯の推移



(出典：国勢調査)

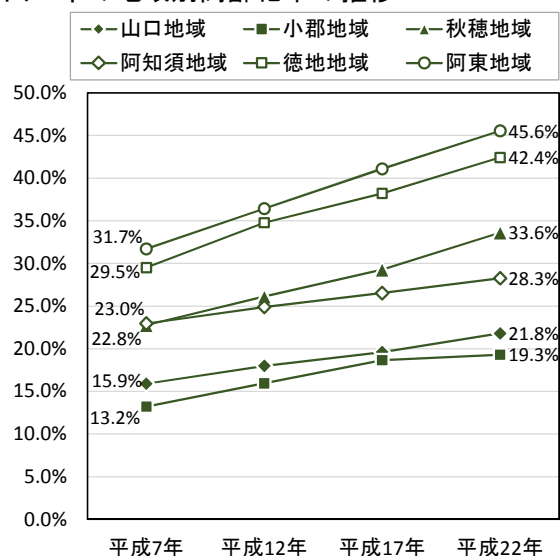
### (4) 地域別高齢化率の状況

#### ●すべての地域で高齢化が進行しており、特に阿東・徳地地域の高齢化率が高い

地域別の高齢化率をみると、すべての地域で高齢化が進行しています。特に、阿東地域が平成22年で45.6%、徳地地域が42.4%と、両地域の高齢化が著しく、続いて、秋穂地域が33.6%、阿知須地域が28.3%と高齢化率が高くなっています。

これらの地域の高齢者にも配慮し、全市的に一体的な移動円滑化を検討することが求められます。

■山口市の地域別高齢化率の推移



(出典：国勢調査)



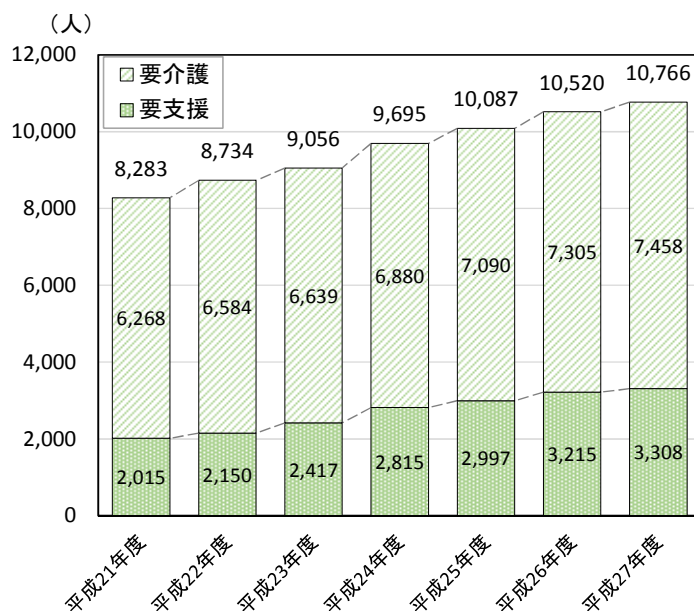
## (5) 要介護、要支援認定者数の推移

●要介護、要支援認定者数は増加傾向にあり、平成27年度では10,766人となっている

要介護、要支援認定者数は増加傾向にあり、平成27年度では10,766人となっています。今後の高齢化の進行に伴い、さらに増加していくことが推察されます。

要介護、要支援認定者とともに、介護者や支援者の状況も把握しながら、バリアフリーのまちづくりに取り組んでいくことが求められます。

■山口市の要介護、要支援認定者数の推移



(出典：市介護保険課)

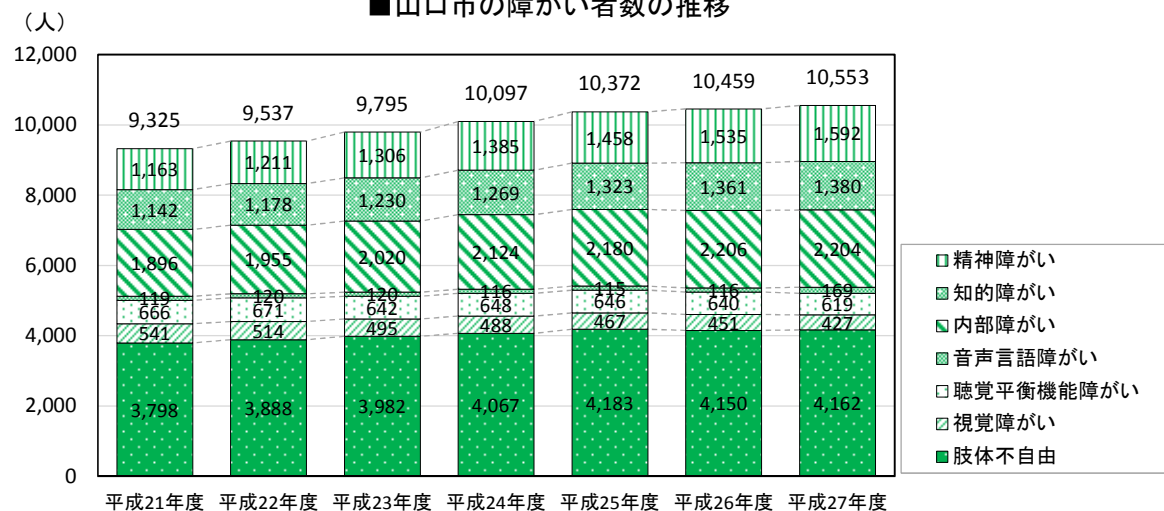
## (6) 障がい者数の推移

●障がい者数は増加傾向にあり、平成27年度では10,553人となっている

障がい者数は増加傾向にあり、平成27年度では10,553人となっています。特に平成21年から平成27年の間、精神障がい者の増加が最も多く、次いで、肢体不自由者、内部障がい者や知的障がい者の増加がみられます。

様々な障がいのある人に配慮したバリアフリー化と、ソフト的な取組みとが連携し、誰もが安心して生活できる社会を構築することが求められます。

■山口市の障がい者数の推移



(出典：市障がい福祉課)

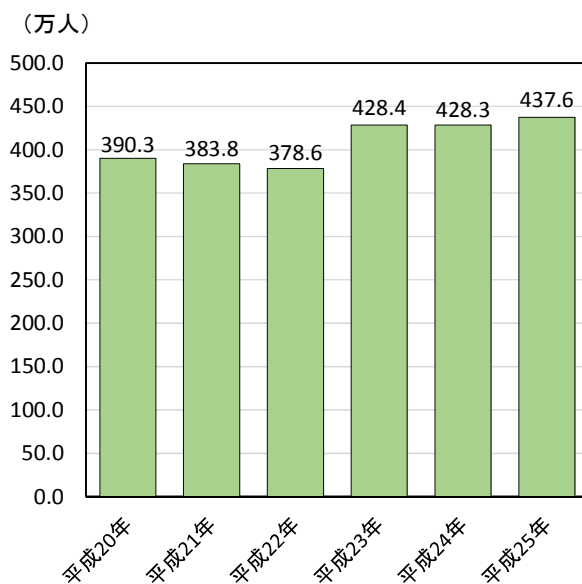
## (7) 観光客数の推移

- 観光客数は増加傾向にあり、平成25年では約438万人となっている

本市には、湯田温泉や、明治維新関連の歴史・文化資源などの多くの観光資源があります。平成23年以降は観光客数が増加傾向にあり、平成25年では約438万人となっています。

旅客施設や公共交通などは、市民だけでなく、多くの来訪者が利用しており、不特定多数の利用者に配慮したバリアフリーのまちづくりが求められます。

■山口市の観光客数の推移



(出典：山口県統計年鑑)



## 2-3 公共交通の状況

### (1) 交通体系

- JR 各線が市域を横断し、新山口駅ですべての路線が結節している
- 各地域を結ぶ路線バスが運行している

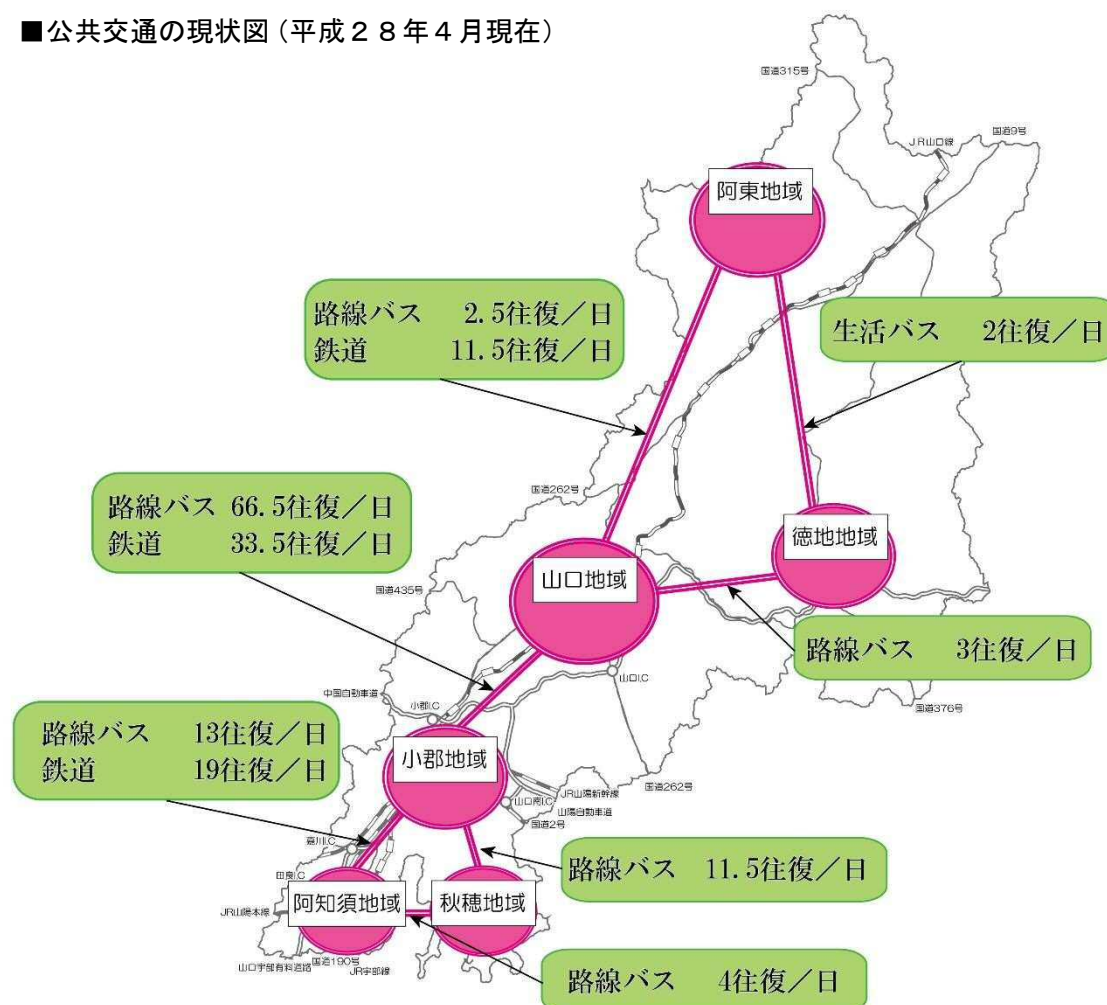
本市の交通体系は、山陽新幹線、山陽本線、山口線、宇部線が市域を横断し、新山口駅ですべての路線が結節しています。

バス路線は民間事業者2社と宇部市交通局が運行しており、各地域を結んでいます。また、山口地域では「コミュニティバス」、徳地地域と阿東地域では「生活バス」を市が運行しています。さらに、7つの地域では「コミュニティタクシー」を地域組織が運行しています。

本市のタクシー事業者数は19事業者となっています。

これらの公共交通においてもバリアフリー化を推進するため、各事業者との連携が求められます。

#### ■公共交通の現状図（平成28年4月現在）



(出典：市交通政策課)

## (2) 鉄道駅利用者数

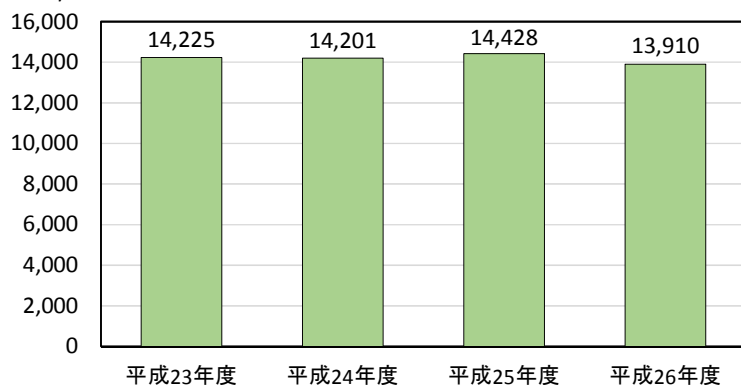
●駅別の1日平均乗降客数は、新山口駅が最も多く、次いで山口駅、湯田温泉駅となっている

鉄道駅の1日平均乗車人員の推移をみると、概ね横ばい傾向にあります。鉄道駅別の1日平均乗降客数をみると、山陽新幹線が通る新山口駅は、14,586人/日となっており、本市の広域的な玄関口となっています。次いで山口駅が3,170人/日、湯田温泉駅が2,288人/日となっています。また、山口線の山口駅以北の駅や宇部線の駅は、乗降客数が少ない状況にあります。

利用者が多い駅をはじめとして、各鉄道駅においてバリアフリー対応を進めていくことが必要です。

### ■山口市内の全鉄道駅の1日平均乗車人員（合計）の推移

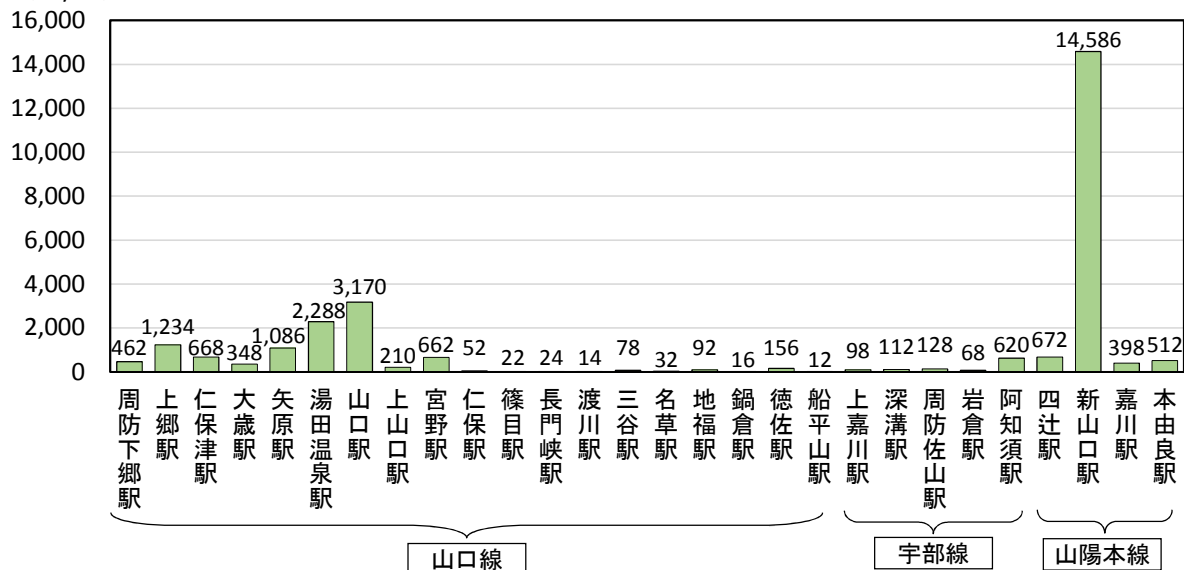
(人/日)



(出典：山口県統計年鑑)

### ■山口市内の各鉄道駅別1日平均乗降客数（平成26年度）

(人/日)



※新山口駅は、新幹線利用者含む

(出典：山口県統計年鑑)

### (3) 交通手段

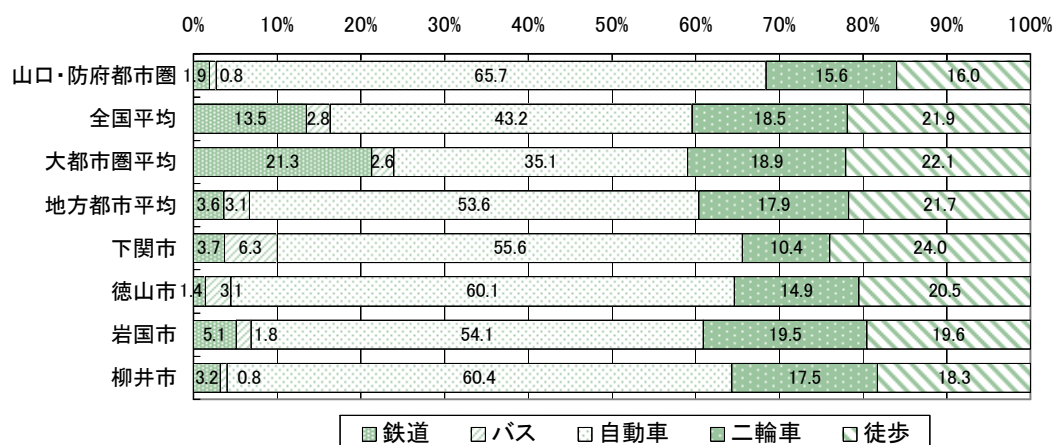
- 周辺都市と比較して自動車依存度が高く、公共交通利用は極めて低い
- 若年層や高齢者では公共交通や徒歩・自転車等が重要な交通手段となる

外出時の交通手段は自動車が65.7%で最も多く、周辺都市と比較して自動車依存度が高く、公共交通利用は2.7%と極めて低い状況にあります。

年齢階層別にみると、20歳代から60歳代においては、自動車利用が多くなっていますが、若年層や高齢者では公共交通や徒歩・自転車等が重要な交通手段となっています。

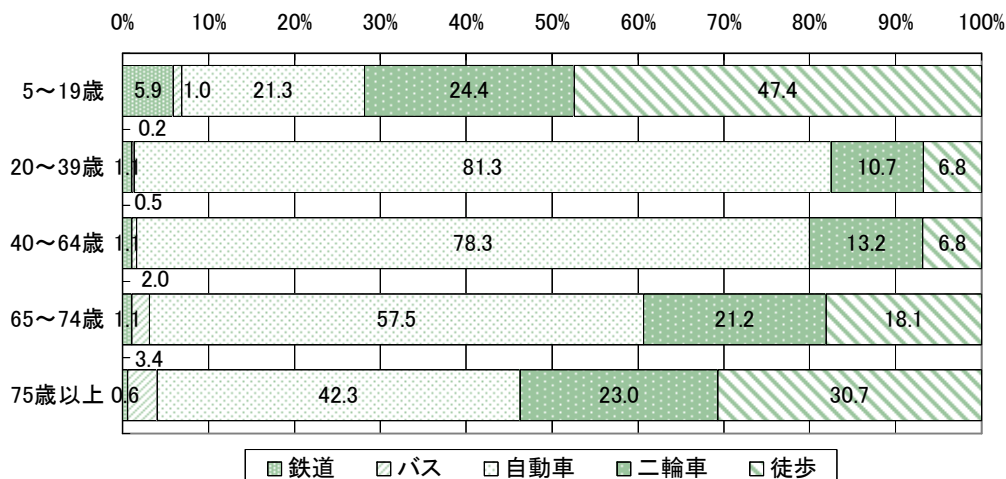
今後も高齢化が進展していくことが予想されるなか、高齢者の交通手段として公共交通が果たす役割は大きく、各地域を安全で快適に移動できるネットワークを構築しておく必要があります。

#### ■ 代表交通手段構成比の他都市との比較



(出典：山口・防府都市圏総合都市交通体系調査、平成18年3月)

#### ■ 年齢階層別代表交通手段構成比



(出典：山口・防府都市圏総合都市交通体系調査、平成18年3月)

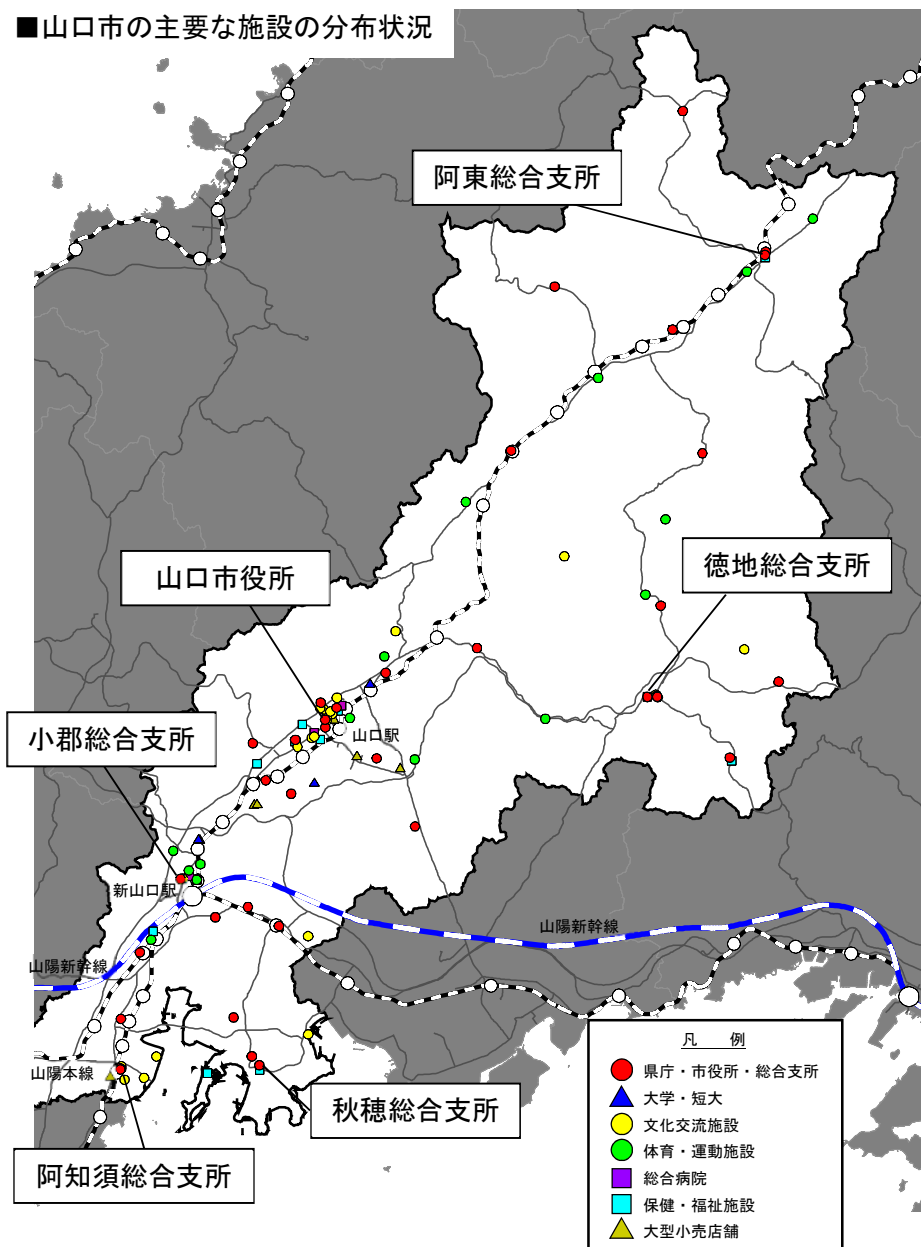
## 2-4 主要な施設の状況

### (1) 主要な施設の分布

- 山口地域及び小郡地域の市街地内に多くの主要施設が立地し、その他旧町の中心や駅を中心とした地区に分布している
- 大型小売店舗は市街地縁辺部や郊外部の道路沿線に立地している

官公庁や保健・福祉施設、文化交流施設など、新山口駅周辺や山口駅周辺の市街地に集中しています。また、その他旧町の中心や駅周辺を中心に公共施設が分布しています。大型小売店舗は市街地縁辺部や郊外部の幹線道路沿線に立地しています。

これらの施設が集積した地域を中心に、施設単体だけでなく施設間を円滑に移動できる一体的なバリアフリー化が求められます。



## (2) 主要な施設のバリアフリー化の状況

- 市役所・総合支所は、不特定多数が利用する地域の中心的な公共施設であるが、バリアフリー化は十分ではない。
- 市内の鉄道駅は8割以上が無人駅であるとともに、駅出入口からホームまでのアクセスにおいて、階段、跨線橋があるなど、バリアフリー化は十分ではない。
- その他の建築物や公共交通機関については、法律の施行に伴い一定のバリアフリー化の推進が見られるが、より一層促進されることが望ましい。
- 建築物の施設については、市役所・総合支所などでは車椅子対応のトイレが整備されているものの、子供連れ対応や大型ベッド等の整備が不十分である。また、休日、夜間においては施設の管理上、利用時間が制限される場合が多い。

### ①市役所・総合支所

山口市役所では、エレベーター（EV）、多機能トイレ、正面玄関のアクセス・案内に関して、概ね整備されていますが、トイレの大型ベッドが未整備です。総合支所においては、エレベーター（EV）やトイレのベビー用オムツ交換台、大型ベッド、総合案内などの整備が不十分な状況にあります。

市や地域の中心的な公共施設として、高齢者や障がい者等の利用が多く、今後もバリアフリー化の充実が求められます。

### ■市役所・総合支所の整備状況（平成28年4月現在）

市役所・総合支所の整備状況												
指標	建物階数※1	EV※2	多機能トイレ					正面玄関			来客用駐車場	その他
		有無	有無	車椅子対応	オストメイト対応	交換台	ベビー用オムツ交換	大型ベッド	スロープの有無	案内付（有無）	視覚障がい者誘導用ブロックの有無	
山口市役所	3(3)	○	○	○	○	○	×	○	○	○	3(2)	
小郡総合支所	3(3)	△	○	○	○	×	×	○	×	×	6(3)	
阿知須総合支所	4(1)	×	○	○	○	○	×	○	×	×	2(2)	
秋穂総合支所	3(1)	△	○	○	○	×	×	○	×	×	5(1)	2Fに正面玄関有
徳地総合支所	5(2)	×	○	○	○	○	×	○	×	×	2(2)	多機能トイレにシャワー有
阿東総合支所	2(2)	△	○	○	×	×	×	○	×	×	1(1)	

※1 ( )は有人使用階数

※2 EVが設置されている場合、扉幅90cm以上=○、扉幅90cm未満=△

※3 ( )は車椅子使用者用駐車場のうち、幅員が3.5m以上のものの数

### ②鉄道駅

山口駅と新山口駅においては、トイレ、視覚障がい者誘導用ブロック等の整備がされており、駅出入口からホームまでのアクセスにも、エレベーターが整備されています。その他の本市の駅は、無人駅や、跨線橋を通過してホームにアクセスする駅が多く、ハード的な整備とソフト的な取組みの両面でバリアフリー化を進めていくことが求められます。

■山口市内の鉄道駅の整備状況（平成28年4月現在）

		旅客施設の整備状況					
指標	駅入口から改札口までのアクセス性 段差=1段のもの 段差=2段以上のもの	改札口から各ホームまでのアクセス性	トイレの有無※ △=トイレはあるが、車椅子、オストメイト、ベビー用オムツ交換台のいずれかが備っていない	介助のできる駅員の有無 △=時間制限有	視覚障がい者誘導用ブロックの有無		
					公共用通路～改札口間の経路	改札口～車両等の乗降口間の経路	
JR山口線	周防下郷駅	階段	—	×	×	×	○
	上郷駅	段差	—	○	×	×	○
	仁保津駅	階段	—	×	×	×	○
	大蔵駅	—	跨線橋	△	×	×	○
	矢原駅	階段又はスロープ	—	△	×	×	○
	湯田温泉駅	階段又はスロープ	—	○	△	×	○
	山口駅	—	跨線橋、EV	○	○	○	○
	上山口駅	階段又はスロープ	—	×	×	×	○
	宮野駅	スロープ	—	△	×	×	○
	仁保駅	階段	跨線橋	×	×	×	×
	篠目駅	段差	—	×	×	×	×
	長門峡駅	段差又はスロープ	—	△	×	×	×
	渡川駅	階段又はスロープ	—	×	×	×	×
	三谷駅	スロープ	—	△	×	×	×
	名草駅	階段	—	×	×	×	×
	地福駅	段差又はスロープ	—	△	×	×	×
	鍋倉駅	スロープ	—	×	×	×	×
	徳佐駅	—	跨線橋	△	×	×	×
	船平山駅	階段	—	×	×	×	×
	JR宇部線	上嘉川駅	階段	—	△	×	×
深溝駅		階段	跨線橋	△	×	×	×
周防佐山駅		階段	—	△	×	×	×
岩倉駅		階段	—	△	×	×	×
阿知須駅		—	跨線橋	△	△	○	○
JR山陽本線	本由良駅	階段	跨線橋	△	×	×	×
	嘉川駅	段差	跨線橋	△	×	×	×
	四辻駅	階段	跨線橋	△	×	×	○
結節点	新山口駅(新幹線)	段差又はスロープ、エスカレーター、EV	階段又は・エスカレーター、EV	○	○	○	○
	新山口駅(在来線)	段差又はスロープ、EV	階段又は・エスカレーター、EV	○	○	○	○

※ トイレの有無は、駅舎に隣接する市所管のトイレを含む

③その他の建築物・施設におけるバリアフリー化

バリアフリー新法（旧ハートビル法含む）における認定建築物数は、山口市全体で14棟あり、うち山口地域北部に10棟あります。今後も制度の周知を図り、認定建築物を普及していくことが必要です。また、市役所・総合支所、認定建築物等ではバリアフリー対応のトイレが整備されているものの、休日、夜間には使用できなくなるといった問題もあります。

■山口市内の認定建築物数（棟）（平成28年4月現在）

山口市における認定建築物	内訳						
	山口地域北部	山口地域南部	小郡地域	阿知須地域	秋穂地域	徳地地域	阿東地域
14	10	0	2	2	0	0	0

（出典：市開発指導課）

④公共交通（山口県）

低床バスの導入割合は、国土交通省の調査（平成26年度末）によると、全国平均で58.9%となっており、山口県での導入割合は44.8%となっています。

福祉タクシー（寝台専用車・車椅子専用車・兼用車・回転シート等）の車両数は、国土交通省の調査（平成26年度末）によると、全国では14,415台となっており、山口県での福祉タクシー車両数は1,350台となっています。

■乗合バスの低床バス導入割合（平成26年度末）

区分	総車両数(台)	導入車両数(台)	割合(%)
山口県	706	316	44.8%
全国	59,979	35,346	58.9%

■福祉タクシー車両数（平成26年度末）

区分	福祉タクシー車両数(台)
山口県	1,350
全国	14,415

（出典：移動等円滑化実績等報告書、中国運輸局）



### 3. 市民意識

#### 3-1 市民アンケート調査の結果概要

##### (1) 市民アンケート調査概要

目的：市民が、普段外出される時に感じている移動や施設利用時の問題点等について把握すること

期間：平成19年11月22日～平成19年12月10日

調査対象：一般市民アンケート…18歳以上の市民から2,500人を無作為抽出  
 高齢者・障がい者等アンケート…高齢者200人、障がい者201人、  
 妊婦・乳幼児連れ100人

調査方法：一般市民アンケート…郵送による配布・回収

高齢者・障がい者等アンケート…団体等を通じて配布、郵送による回収

回収結果：

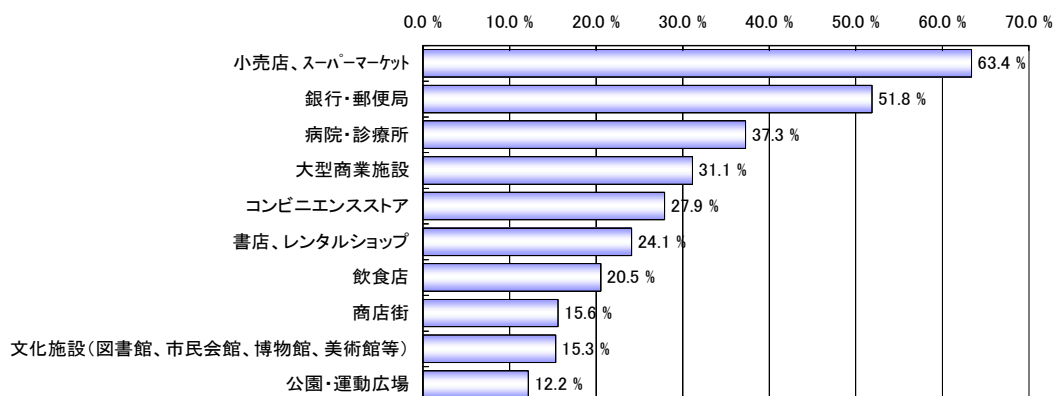
対象	配布数	返却 受取人不明等	有効配布数 A	回収数 B	回収率 B/A
一般市民アンケート	2,500	15	2,485	1,111	44.7%
高齢者・障がい者等 アンケート	501	0	501	340	67.8%

##### (2) 市民アンケート調査結果の概要

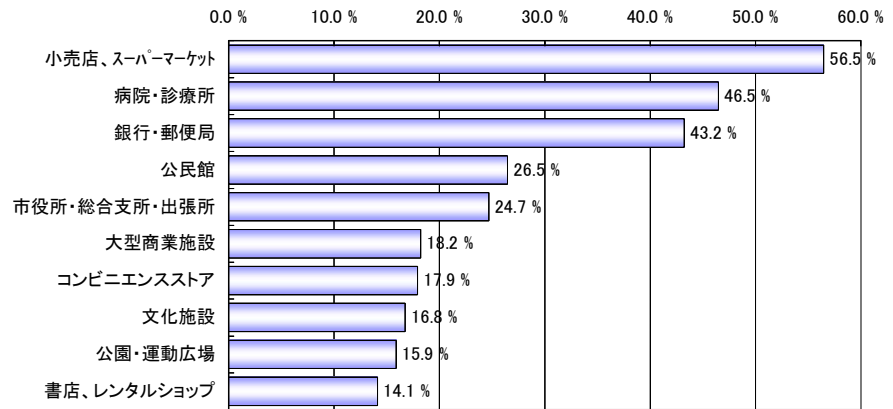
###### ①よく利用する施設の状況

よく利用する施設については、一般市民アンケート、高齢者・障がい者等アンケートともに、「小売店、スーパーマーケット」が最も多くなっています。上位10項目を比較すると、一般市民アンケートでは民間施設の利用が多くなっていますが、高齢者・障がい者等アンケートでは公民館や市役所・総合支所・出張所などの公共施設の利用も多くなっており、公共と民間の一体的なバリアフリー化が求められます。

###### <一般市民アンケート（上位10項目）>

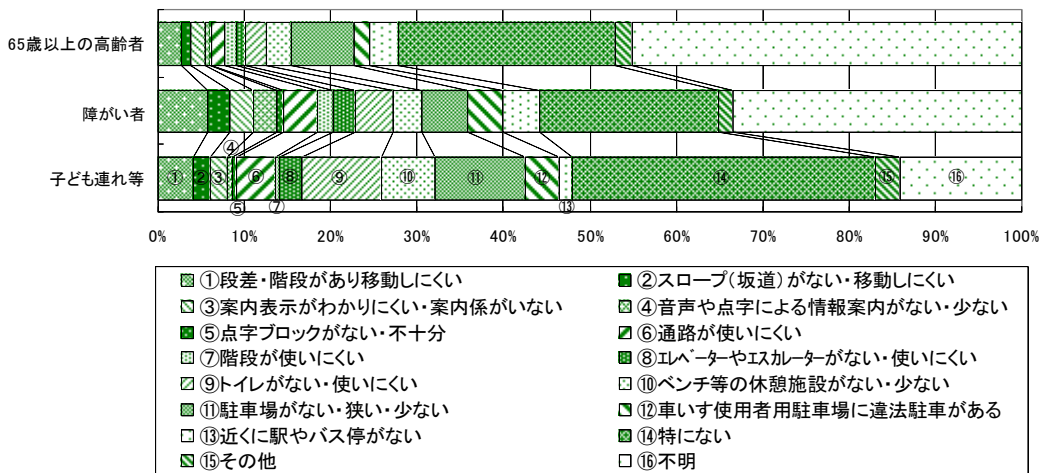


<高齢者・障がい者等アンケート（上位10項目）>



②施設の利用にあたっての問題点

よく利用する施設の問題点については、65歳以上の高齢者は、駐車場の問題や近くの施設に駅やバス停がないことなど、施設の利便性に関する意見が上位にきています。障がい者は、段差・階段の問題が最も多く、移動円滑化に関する問題への対応が課題としてあげられます。子ども連れにおいては、駐車場の問題が最も多く、次いでトイレの問題やベンチ等の休憩施設がないことなどの意見が多く、利用する施設や設備に関する問題への対応が課題としてあげられます。



注) 65歳以上の高齢者、障がい者、子ども連れ等については、一般市民アンケート、高齢者・障がい者等アンケートを合わせて対象を抽出し、集計している

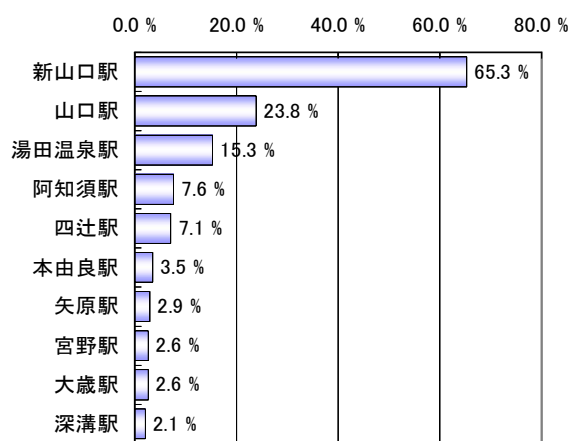
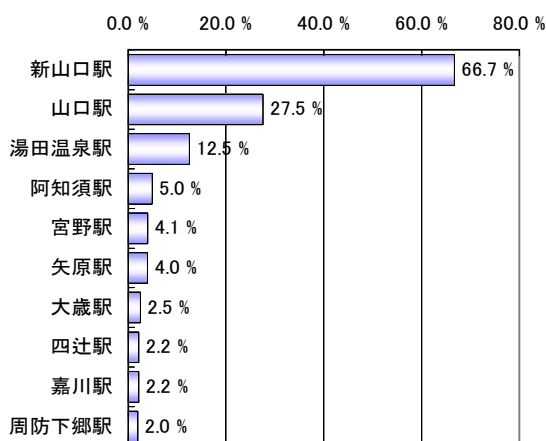


### ③よく利用する鉄道駅の状況

よく利用する鉄道駅は、一般市民アンケートでは、「新山口駅」が66.7%と最も多く、次いで「山口駅」が27.5%、「湯田温泉駅」が12.5%、「阿知須駅」が5.0%となっています。高齢者・障がい者等アンケートでもほぼ同様の結果となっています。

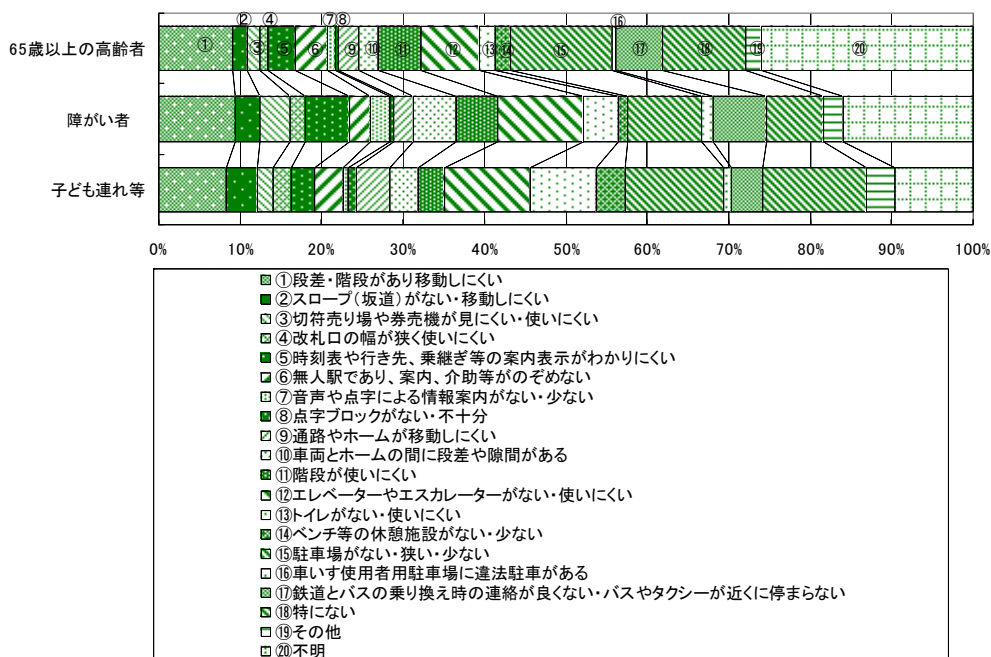
利用者が多い駅については、特に不特定多数の利用を考慮した整備が求められます。

＜一般市民アンケート（上位10項目）＞      ＜高齢者・障がい者等アンケート（上位10項目）＞



### ④鉄道駅の利用にあたっての問題点

鉄道駅の利用にあたっての問題点は、駐車場が少ないことや階段・エレベーターなどに関する問題を指摘する意見が多く、移動円滑化に関する問題への対応が課題としてあげられます。子ども連れ等においては、65歳以上の高齢者や障がい者と比較して、トイレに関する問題も多く指摘されています。



注) 65歳以上の高齢者、障がい者、子ども連れ等については、一般市民アンケート、高齢者・障がい者等アンケートを合わせて対象を抽出し、集計している

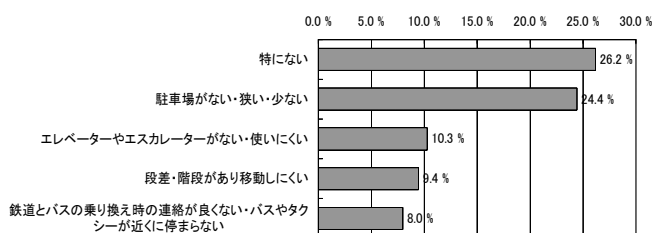
## ⑤ 鉄道駅の利用にあたっての問題点（鉄道駅別）

一般市民アンケートでは、最も利用者が多い「新山口駅」においては、「特にない」（26.2%）に次いで、「駐車場がない・狭い・少ない」が24.4%、「エレベーターやエスカレーターがない・使いにくい」が10.3%、「段差・階段があり移動しにくい」が9.4%となっており、「山口駅」についても同様の問題点が指摘されています。

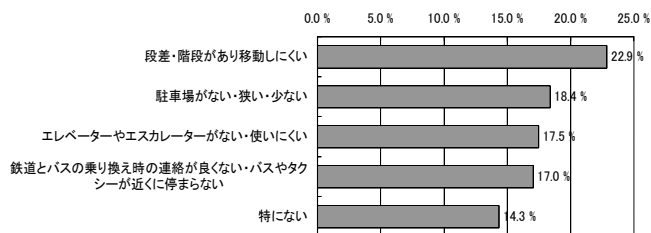
高齢者・障がい者等アンケートでは、最も利用者が多い「新山口駅」においては、「段差・階段があり移動しにくい」（22.9%）に次いで、「駐車場がない・狭い・少ない」が18.4%、「エレベーターやエスカレーターがない・使いにくい」が17.5%となっています。「特にない」が最も多い一般市民アンケートと比較して、駅施設の問題意識に差異がみられ、高齢者・障がい者等の利用に配慮したバリアフリー化が求められます。

### ■ 新山口駅

＜一般市民アンケート＞

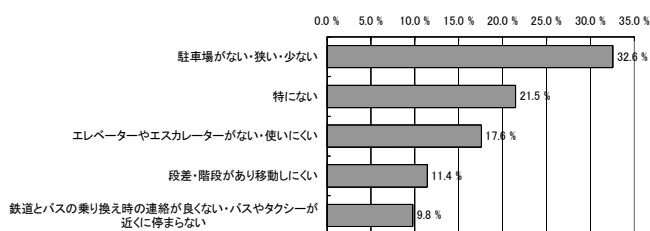


＜高齢者・障がい者等アンケート＞

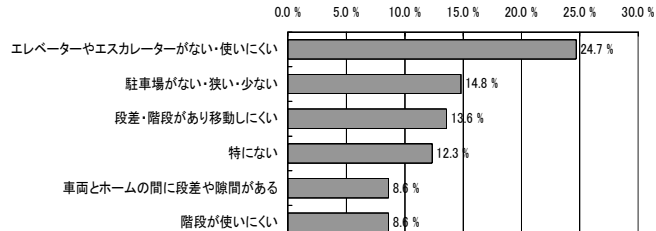


### ■ 山口駅

＜一般市民アンケート＞

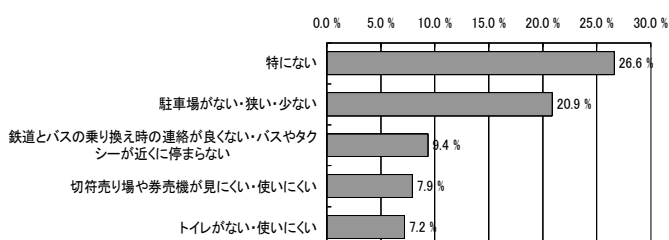


＜高齢者・障がい者等アンケート＞

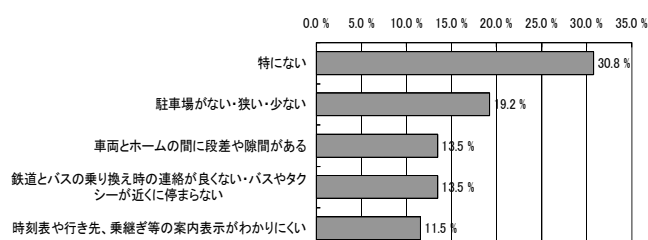


### ■ 湯田温泉駅

＜一般市民アンケート＞



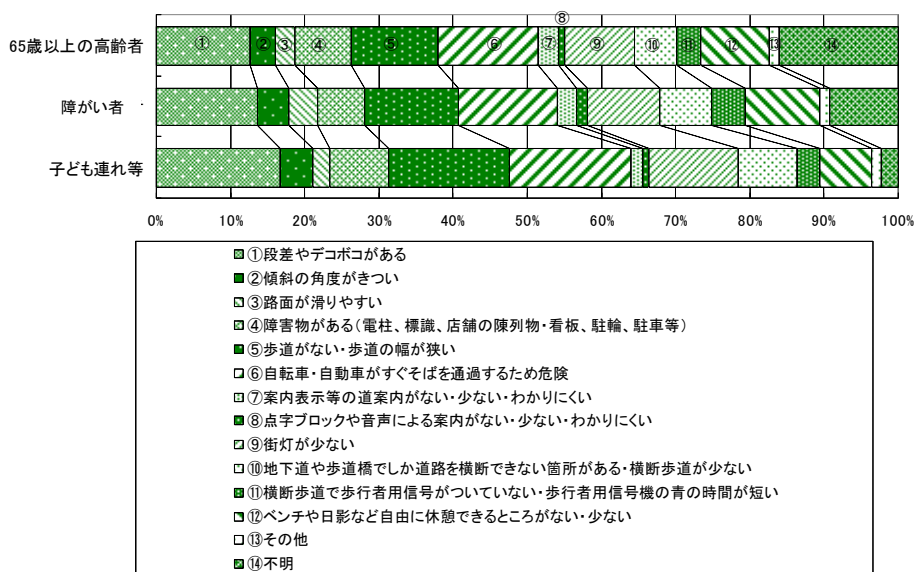
＜高齢者・障がい者等アンケート＞



## ⑥道路・歩道等の歩行環境の問題点

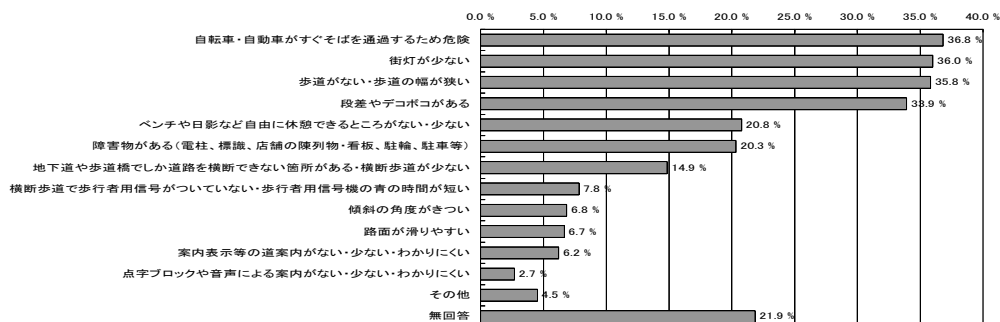
道路・歩道等の歩行環境の問題点では、段差や歩道の幅、自転車・自動車のすれ違いに関する指摘が多くなっており、歩道の整備とともに、歩行者に対する譲り合いの心を醸成していくことが必要です。

一般市民アンケートでは、自転車・自動車のすれ違いや街灯が少ないことなど安全性に関する指摘が多く、高齢者・障がい者等アンケートでは、段差や歩道の幅など移動円滑化に関する指摘が多くなっています。

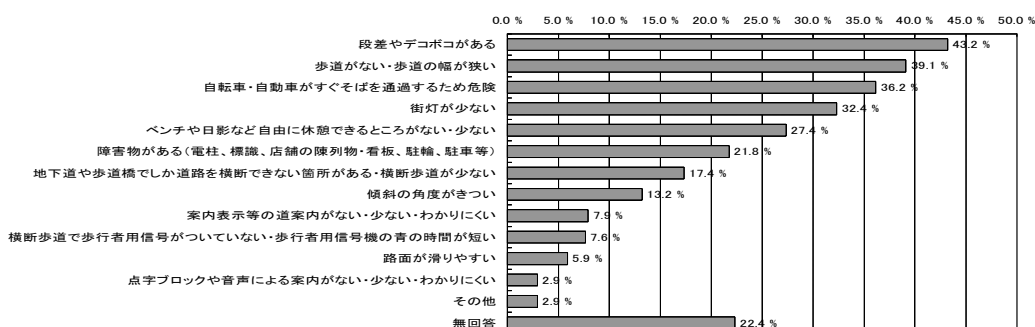


注) 65歳以上の高齢者、障がい者、子ども連れ等については、一般市民アンケート、高齢者・障がい者等アンケートを合わせて対象を抽出し、集計している

### <一般市民アンケート>



### <高齢者・障がい者等アンケート>

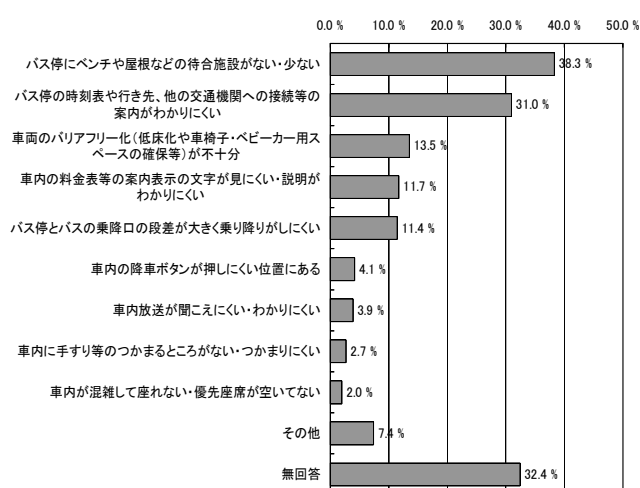


## ⑦バス停及びバス車両の問題点

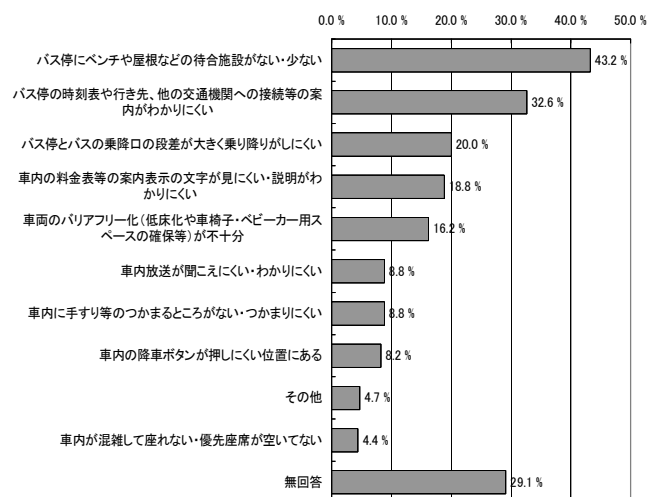
バス停及びバス車両の問題点では、一般市民アンケート、高齢者・障がい者等アンケートともに、バス停の施設に関することや乗り換えの案内に関する指摘が多く、バスに乗るまでの施設や案内に関する指摘が多くなっています。

バスや道路に関する事業者が連携して、バリアフリー化に取り組んでいくことが求められます。

### <一般市民アンケート>



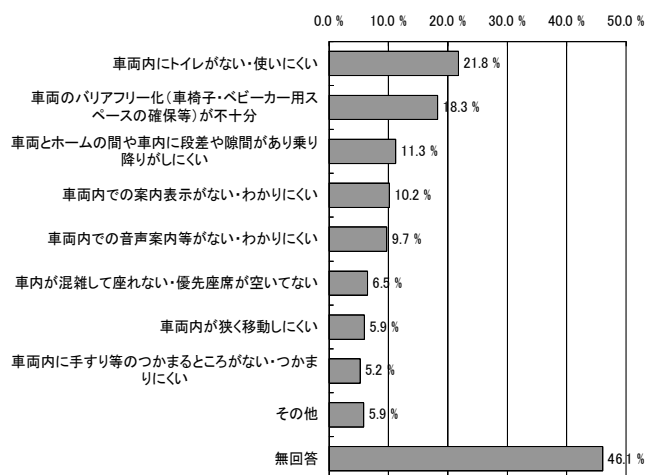
### <高齢者・障がい者等アンケート>



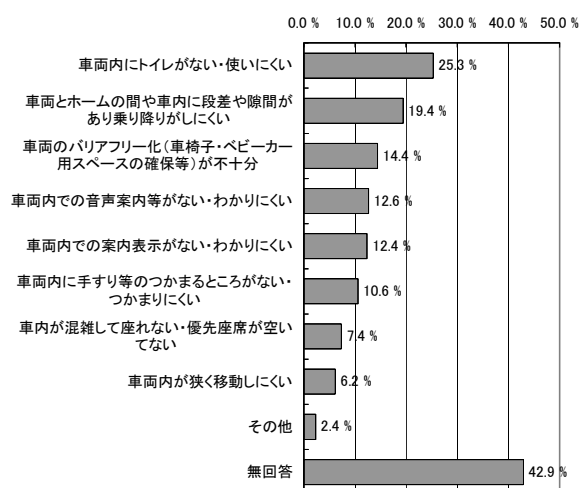
## ⑧鉄道車両の問題点

鉄道車両の問題点では、一般市民アンケート、高齢者・障がい者等アンケートともに、車両内のトイレの問題や、車両とホームの間の段差の問題、車椅子等のスペースに関する問題が上位となっており、次いで、音声案内や案内表示に関する問題が多くなっています。鉄道事業者等と連携して、多様なニーズに対応したバリアフリー化に取り組んでいくことが求められます。

### <一般市民アンケート>



### <高齢者・障がい者等アンケート>

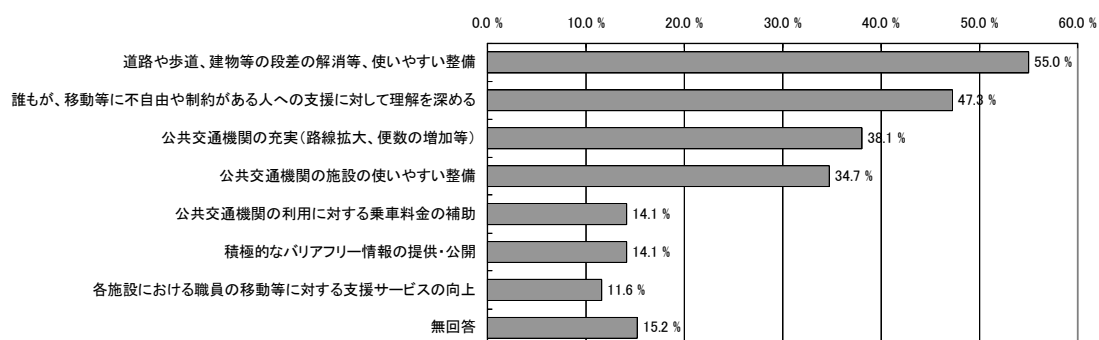


### ⑨今後、優先的に取り組むべきこと

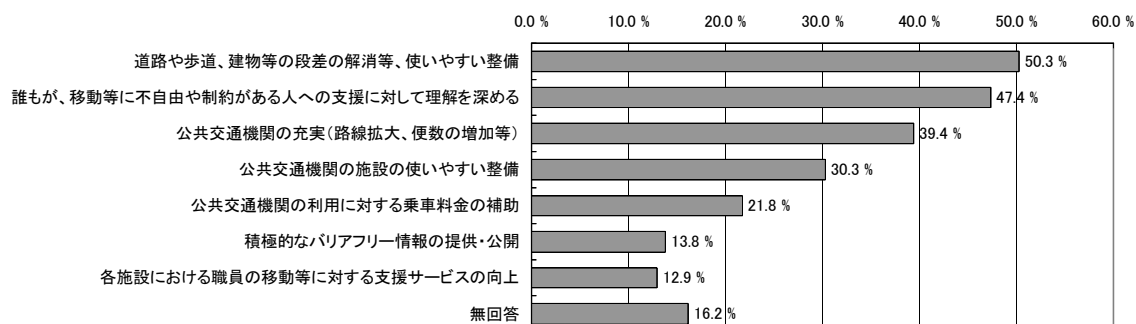
今後、優先的に取り組むべきことについては、一般市民アンケート、高齢者・障がい者等アンケートともに、道路や歩道、建物等の段差の解消、整備に関する意見が最も多くなっています。次いで、高齢者や障がい者等への理解や、公共交通機関の充実に関する意見が多くなっています。

バリアフリーのまちづくりを実現していくためには、施設等のハード整備と心のバリアフリーの両方に取り組んでいく必要があります。

#### <一般市民アンケート>



#### <高齢者・障がい者等アンケート>



## 3-2 高齢者・障がい者等ヒアリング調査の結果概要

### (1) 高齢者・障がい者等ヒアリング調査概要

目的：アンケート調査だけでは把握しにくい、普段外出される時に感じている移動や施設利用時の問題点等について高齢者・障がい者等のきめ細かい意見を把握すること

期間：平成19年12月5日～12月14日

対象団体：山口市手をつなぐ育成会、山口市老人クラブ連合会、日本オストミー協会山口県支部中央地区、乳幼児連れ・妊婦（ほっとさろん西門前でとてと）、山口市障害者団体連合、秋穂精神保健家族会、NPO法人つくしの会、山口地区精神保健家族会

回数：9回

人数：67人

### (2) 道路について

#### 【道路・歩道等】

- 道路や歩道が狭く、自動車や自転車とのすれ違いが危険である
- 視覚障がい者としては、車椅子使用者とは相反するが、歩道と道路の境に段差がないと危険である
- 新山口駅前に誘導ブロックを設置してほしい。その際に誘導ブロックと舗装が同色の場合は視覚障がい者の多くは識別できないので考慮してほしい
- 商店街の石畳やタイル貼りの歩道は、歩きにくい など

#### 【その他施設】

- 秋穂地域では街灯が少なく、夕方の帰り道は危険である
- 横断歩道で青の時間が短い信号や、太陽光で色がよく分らない信号がある
- 危険な箇所にはカーブミラーを設置してほしい など

### (3) 公共交通機関について

#### 【公共交通の利便性】

- 新山口駅の乗り換えの時間が短いので、もう少し長くしてほしい
- JRやバスの便が少なく、利用しにくい
- 病院などは郊外に立地しているので、公共交通のアクセスが不便である など

#### 【駅・バス停・車両等の整備】

- 足に不自由な人にとって、山口駅や阿知須駅、深溝駅などの跨線橋はつらい
- 大きい駅やバス停は、乗り継ぎが困難なので、分りやすい案内、標識があるとよい
- JR無人駅や鉄道車両は、トイレがないものがあるので、設置してほしい
- 駅やバスの音声案内を徹底してほしい、また、音声情報だけでは聞き取れないので、掲示板などの情報を提供してほしい など

#### 【利用サービス等】

- バスは福祉優待バス乗車証があるので、利用しやすい
- JRについても割引があるとよい
- バスやタクシーの運転手に、割引制度などの教育を徹底してほしい
- 福祉タクシー券のおかげで、活動の範囲が広がった など

#### (4) 建物、公共施設等について

##### 【施設等】

- 分りやすい案内、標示があるとよい（トイレへの案内や火災、事故の際の情報など）
- 店舗等では子どもを遊ばせるスペースはあるが、乳児を遊ばせるスペースが少ない
- 徳地地域や秋穂地域には、皆で集まれる施設がない など

##### 【トイレ】

- コンビニや公園、道の駅などのトイレは、利用しやすく便利である
- 洋式トイレを整備してほしい（公衆トイレなど）
- 男性用トイレにもオムツ交換台があるとよい
- 多機能トイレの設備が複雑である、規格を統一してほしい など

#### (5) 心のバリアフリーについて

##### 【健常者のマナー】

- 商店街などの自転車のマナーが悪く、危険である
- 誘導ブロックの上に、自転車やベンチ、トラックの駐車はやめてほしい
- 車椅子用スペースに違反駐車がある など

##### 【教育・理解】

- 障がいに対する理解と関わり方・方法を知ってもらうことが大切である
- 健常者と障がい者がともに勉強する環境が必要である
- 小さい頃から教育し、次の世代を育てることが必要である
- 知的障がいや精神障がい、オストメイトに対する理解が遅れている など

##### 【社会との関わり】

- もっと社会や人と接する機会が増えるとよい
- 人とつきあう範囲を広げていく必要がある
- 周囲には親切な人が多く、いつも助けられている など

#### (6) その他

- 子育て支援施設は充実している方だと思うが、施設の情報をインターネットで事前に得られるとよい
- 行政にお願いするばかりでなく、行政と市民の役割分担が大切である
- ユニバーサルデザインの視点で取り組んで欲しい
- 道路や施設などを整備する際には、障がい者等にも相談してほしい
- 定期的にヒアリングをしてもらいたい
- 在宅で苦勞されている高齢者、障がい者の方がたくさんいることを知ってほしい
- 知的障がい者の移動に対する人的支援（行政・公共交通事業者・ボランティアなど）が必要である など

道路や公共施設等のバリアフリー整備とともに、日常の人的支援や障がいに対する理解の重要性に関する意見が多く、市民一人ひとりの意識の醸成が求められます。公共交通や民間施設のバリアフリーに関する意見もあり、関連機関や各事業主体との連携により改善していくことが求められます。

ユニバーサルデザインの視点で、高齢者・障がい者、乳幼児連れなど、誰もが安全で快適に施設を利用し、円滑に移動できるまちづくりが求められます。

## 4. バリアフリー推進にあたっての課題

### 4-1 人に関する課題

#### 高齢化に伴う長期的視点による持続的なバリアフリー化

本市の高齢化の進展は今後も続くことが予想され、誰もが安心して暮らすことができるためには、持続的なバリアフリー化の取組みが求められます。

バリアフリー化を推進するにあたっては、短期的なバリアフリー整備だけでなく、長期的な視点を持ち、バリアフリーのまちづくり、市民が助け合うまちづくりを周知していく必要があります。

#### 多様な利用者ニーズを捉えた効果的なバリアフリー化

本市においては、近年、要介護、要支援認定者や身体障がい、知的障がい、精神障がいの方が増加しており、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、妊婦、子連れの方、子供など、移動や施設利用に関して多様なニーズが考えられます。

ユニバーサルデザインの理念に基づいた、誰もが使いやすいバリアフリー整備とともに、ハード的な取組みとソフト的な取組みの連携により、効果的なバリアフリー化に取り組むことが求められます。

### 4-2 交通に関する課題

#### 広い市域を結ぶ公共交通ネットワークのバリアフリー化

合併により本市は広い市域を有し、特に阿東地域や徳地地域で高齢化が著しく進んでいる状況にあります。

既存の JR 線やバス路線を活かし、利用支援などのソフト対策と連携することで、各地域や施設間を安全で快適に移動することができるような、公共交通ネットワークのバリアフリー化が求められます。

#### 利用施設間を円滑に移動できるバリアフリー化

各旅客施設や公共施設のバリアフリー化は個別に進みつつありますが、それらを結ぶ歩行環境や公共交通環境に不便を感じている高齢者、障がい者等が多くみられます。

個々の目的に合わせて、誰もが利用する施設間を不自由なく円滑に移動できるように、一体的かつ計画的なバリアフリー化が求められます。



#### 4-3 主要な施設の課題

##### 多くの人が利用する施設のバリアフリー化

本市は山口県の県庁所在地であり、新山口駅は山口県の広域的な玄関口となっています。近年は市外や県外からの観光客が増加していることから、市民だけでなく、来訪者なども利用しやすい施設のバリアフリー化が求められます。

また、不特定多数の人が利用する主要な施設を中心に、重点的にバリアフリーのまちづくりを実現していくことが求められます。

##### 市民参加によるバリアフリー整備

効果的なバリアフリー化を促進していくためには、施設の計画策定・整備にあたって、高齢者、障がい者等やその他一般利用者等の意見を聴取しながら、市民参加による事業実施を行い、利用者のニーズを反映したバリアフリー整備が求められます。

#### 4-4 市民意向からの課題

##### 市民一人ひとりのバリアフリーへの理解と意識の醸成

高齢者、障がい者等へのヒアリング調査では、市民のマナーの問題や、市民や事業者等の障がい等に対する理解や支援の重要性に関する意見が多く、市民一人ひとりの意識によって解決できる問題も多くあります。

市民一人ひとりがバリアフリーへの理解を深め、互いに支え合うことによって実現する「心のバリアフリー」を推進していくことが求められます。

##### 関係機関や各事業主体へのバリアフリー化の周知

アンケート調査やヒアリング調査では、道路などの歩行環境とともに、民間の商業施設や旅客施設、交通機関に対する問題を指摘する意見も多く、一体的なバリアフリー化を推進するためには、関連機関や各事業主体へのバリアフリー化の周知を行い、連携と協働による取組みが求められます。

## 5. バリアフリー推進の基本的な考え方

### 5-1 基本的な考え方

山口市総合計画の理念である「ひと、まち、歴史と自然が輝く交流と創造のまち」に基づき、本市のバリアフリーに関する課題を解決するための基本理念を定めます。

バリアフリーのまちづくりを実現していくためには、施設や交通機関等のバリアフリー整備とともに、市民一人ひとりの支えあいによって、誰もが快適に暮らせるまちを創造していく必要があります。ハード的な取組みとソフト的な取組みが連携することで、高齢者、障がい者をはじめとした誰もが、地域でいきいきと活動し、安心して生活できるまちづくりを目指します。

### 5-2 基本理念

基本的な考え方に基づき、本市にバリアフリー推進にあたっての基本理念、基本目標を以下のように定めます。

#### 基本理念

**誰もが安全に安心して快適に暮らし、互いに支えあうまち**

#### 基本目標

基本目標①  
**誰もが“暮らしやすいまち”  
の実現**

実現のための基本方針

- ・人にやさしい移動や施設利用等を確保するバリアフリーの推進
- ・段階的・持続的なバリアフリーの推進

連携

基本目標②  
**一人ひとりが“支えあうまち”  
の実現**

実現のための基本方針

- ・市民一人ひとりの支えあいの心によるバリアフリーの推進
- ・市民、事業者、行政の協働によるバリアフリーの推進

## 5-3 基本方針

基本理念、基本目標に基づき、本市のバリアフリーに関する課題を解消するための4つの基本方針を定め、バリアフリーの取組みを展開します。取組みを推進するにあたっては、市民や民間事業者等の理解と協力が必要であり、市民への周知や事業者等との連携を図りながら、全市的なバリアフリーのまちづくりを実現していきます。

### 1 人にやさしい移動や施設利用等を確保するバリアフリーの推進

- 高齢者や障がい者のみならず、誰にもやさしく、施設や交通環境が連続した一体的なバリアフリー化を推進する

ユニバーサルデザインの実現に向け、高齢者や障がい者のみならず、様々な立場の人の視点も考慮し、だれもが安全かつ快適に円滑な移動及び建築物等の施設の円滑な利用ができるよう、駅や駅前広場、バス、道路、駐車場などの交通施設とともに、交通環境から多くの人が利用する公園や建物施設等への連続したバリアフリー化を推進します。

#### 取組みの方向性

- 駅舎・道路・施設等の一体的なバリアフリー化の推進
- 公共施設のバリアフリー化の推進
- 民間生活関連施設へのバリアフリー化の促進
- 公共交通ネットワークのバリアフリー化

### 2 段階的・持続的なバリアフリーの推進

- 中長期的な視点で、段階的なバリアフリー整備と、「スパイラルアップ」による持続的なバリアフリー化を推進する

バリアフリー化は、高齢社会が進展するなか継続的に取り組むべき課題であり、中長期的な視点を見据えて段階的に整備を推進するため、優先的かつ重点的にバリアフリー化に取り組むべき地区を重点整備地区として位置づけるとともに、重点整備地区以外の地区においても順次段階的にバリアフリー化を目指す必要があります。

具体的なバリアフリー施策の内容や新たに生じる問題等について、高齢者・障がい者など当事者の下で検証し、その結果に基づいて新たな施策や措置を講じることで、段階的・持続的にバリアフリー化を図る「スパイラルアップ」を目指すための体制や環境を検討します。

#### 取組みの方向性

- 重点整備地区の一体的なバリアフリー化の推進
- スパイラルアップの導入

### 3 市民一人ひとりの支えあいによるバリアフリーの推進

- 市民一人ひとりが支えあいの精神をもち、地域社会全体が相互に積極的に協力し合うことができるまちを実現する

高齢者や障がい者等の円滑な移動及び建築物等の施設の円滑な利用を実現するためには、ハード整備・確保だけでなく、市民一人ひとりが支えあいの精神をもち、高齢者や障がい者などへの理解と人的支援等を行いながら、バリアフリーのまちづくりを実現していく必要があります。市民の誰もが、高齢者や障がい者など移動等に不自由な人に出会ってもすぐ手を差しのべられ、地域社会全体が相互に積極的に協力し合うことができるよう、市民一人ひとりの「心のバリアフリー」への取組みを推進します。

また、子供の時からバリアフリーに関する教育の場を設け、継続的な心のバリアフリーを目指します。

#### 取組みの方向性

- 支えあい精神、意識の醸成
- バリアフリーに関する情報提供
- 社会参加しやすい環境づくり
- バリアフリー教育の推進

### 4 市民、事業者、行政の協働によるバリアフリーの推進

- 市民・事業者・行政の役割を明確にし、それぞれができるバリアフリー化に主体的に取り組む

バリアフリー化の推進にあたっては、市民・事業者・行政の役割を明確にし、それぞれが高齢者や障がい者等への理解を深め、協働によるバリアフリーのまちづくりを目指します。行政による公共空間のバリアフリー化とともに、事業者においては各施設のバリアフリー化や利用にあたっての人的支援、市民においては日常生活のなかでの支えあいなど、それぞれの立場でできることを主体的に取り組むことが必要です。また、それぞれの主体が連携して、ハード及びソフト面で多様なニーズに対応したバリアフリー化に取り組むことが重要です。

それぞれの取組みを連続したバリアフリーとして実現するには国、地方公共団体のほか、公共交通事業者、施設管理者、公安委員会等の多様な関係主体の連携が必要であり、各主体や関係機関と連携できる体制づくりを行います。

#### 取組みの方向性

- 各主体へのバリアフリーへの理解向上
- 計画策定、見直しにあたっての市民参加
- 関係機関との連携強化
- 事業及び支援推進のための体制づくり

## 6. 重点整備地区について

### (1) 重点整備地区の位置づけ

重点整備地区とは、重点的かつ一体的なバリアフリー化を図ることが望ましい地区です。本市では、各地域における生活拠点及び利用者が多い鉄道駅に着目し、それらを一体的かつ優先的にバリアフリー化することが、多くの市民及び来訪者の移動等円滑化の促進にとって有効であると考え、拠点に立地し、生活関連施設の中でも不特定多数の利用者が多い「市役所・総合支所」及び一定の利用者数がある「鉄道駅」を中心としたエリアを「重点整備候補地区」として抽出しました。これらのうち、優先性、緊急性、有効性の観点から最も重点的にバリアフリー化に取り組む地区を「重点整備地区」として位置づけます。

なお、重点整備地区以外の、他の重点整備候補地区においても、地域の拠点としての役割を担っていることから、社会状況の変化や地域の実情を考慮しながら、長期的な視点で地区のバリアフリー化を推進します。また、市全域においても、基本方針に基づいた環境整備を総合的に推進し、将来的には基本理念、基本目標の実現を目指します。

#### <バリアフリー推進の考え方と重点整備地区の位置づけ>

基本方針に基づき、バリアフリー化を総合的かつ計画的に推進（市全域）

重点整備候補地区（7地区）

重点的にバリアフリー化に  
取り組む地区  
重点整備地区

### (2) 重点整備地区の要件

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」では、以下のような要件を満たす地区が重点整備地区として位置づけられます。

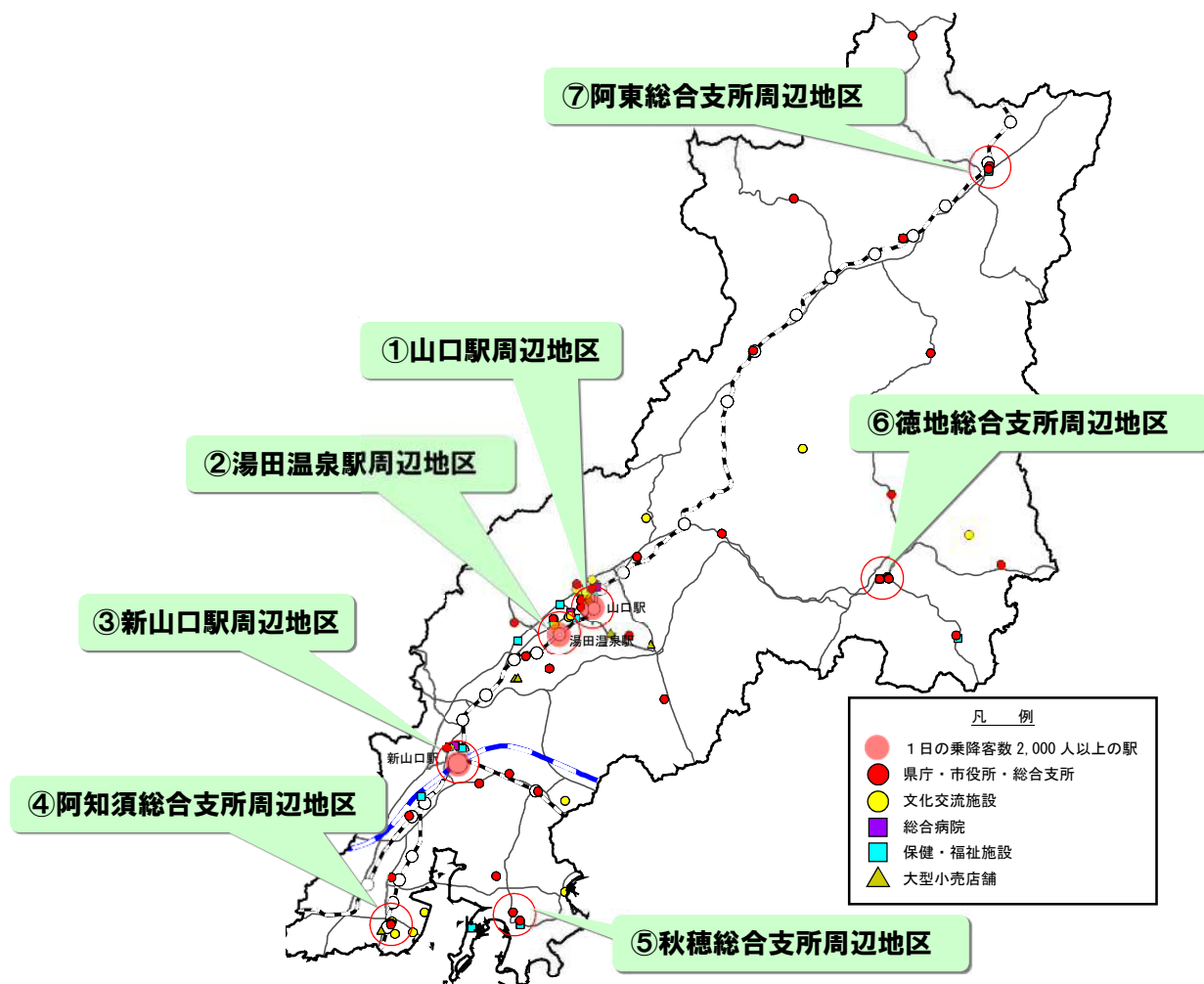
要件1：生活関連施設を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区

要件2：生活関連施設及び生活関連経路を構成する一般交通用施設について移動円滑化のための事業が実施されることが特に必要である地区

要件3：移動円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切である地区

### (3) 重点整備候補地区の抽出

各地域の拠点に立地し、生活関連施設の中でも不特定多数の利用が多い「市役所・総合支所」及び高齢者や学生などの移動手段となっている「鉄道駅」のうち利用者が2,000人以上ある駅を中心に概ね1km圏内を抽出した結果、下記に示す計7地区を重点整備候補地区とします。



#### <重点整備候補地区の概要>

地区名	抽出根拠（重要施設）	地区の概要
①山口駅周辺地区	山口駅、山口市役所等	地域の公共交通の拠点 本市の中心拠点
②湯田温泉駅周辺地区	湯田温泉駅等	地域の公共交通の拠点 本市の観光拠点
③新山口駅周辺地区	新山口駅、小郡総合支所等	広域公共交通の拠点 小郡地域の拠点
④阿知須総合支所周辺地区	阿知須駅、阿知須総合支所等	阿知須地域の拠点
⑤秋穂総合支所周辺地区	秋穂総合支所等	秋穂地域の拠点
⑥徳地総合支所周辺地区	徳地総合支所等	徳地地域の拠点
⑦阿東総合支所周辺地区	阿東総合支所等	阿東地域の拠点



## 7. バリアフリーの実現に向けて

### 7-1 心のバリアフリー

#### (1) 心のバリアフリーの必要性

バリアフリー化事業では、主として移動経路や主要な施設での段差の解消やバリアフリー設備の設置などハード面での事業について示しています。しかし、これらの物理的な障害が排除されても放置自転車や違法看板等、利用者のマナーやモラルが守られなければ本質的なバリアフリー化ができたとは言えません。高齢者や障がい者等が安心して外出できる環境を整えるにはすべての人が高齢者や障がい者等の立場に立って理解すること、また、障がいとなるような行為を慎む、お互いに助け合うといった行動が必要です。

このため、助け合う意識の向上や高齢者、障がい者等への理解促進など、啓発活動や教育等を通じて行政や事業者はもとより、広く市民とともに、心のバリアフリーを推進していくものとします。

#### (2) 心のバリアフリーの推進

心のバリアフリーワークショップ等の意見を踏まえ、下記に示す主な取組み等を通じて、本基本構想の基本目標である「一人ひとりが“支えあうまち”の実現」を図ります。

#### ■ 心のバリアフリーに関する主な取組み

##### 高齢者・障がい者に対する理解の促進

- ・ バリアフリー教室やアイマスク及び高齢者疑似体験等による体験学習の実施
- ・ ボランティア活動等を通しての助け合いの心の醸成
- ・ 学校教育の一環としての福祉教育の機会の提供
- ・ 行政機関や関係事業者等における職員の教育・訓練の実施促進

など

##### 高齢者・障がい者への支援

- ・ 手話通訳者、介助者等の派遣
- ・ ボランティア養成講座の開催
- ・ 行政機関等における「障害者差別解消法」に基づく対応

など

##### 啓発活動の実施

- ・ イベント、HP、小冊子等を活用したマナーの向上に向けたPR

など

## 7-2 今後の取組みと推進体制

### (1) 山口市におけるバリアフリー化推進の考え方

山口市では基本理念として定めた「誰もが安全に安心して快適に暮らし、互いに支えあうまち」の実現を図るため、啓発活動、教育活動等による市民への周知や理解を図りつつ事業者との連携を図りながら市民、事業者、行政の協働によるバリアフリー化の推進を図ります。

バリアフリー化の取組みを推進するにあたっては、行政や事業者においては各施設のバリアフリー化や情報提供など、市民においては日常生活における一人ひとりの支えあいなど、それぞれの役割を認識し、互いに連携し、取り組んでいくものとします。

なお、重点整備地区以外においてもバリアフリー化が必要な鉄道駅、道路、建築物等は多く存在しています。これら既存の施設や今後計画される施設に関しても、バリアフリー化の必要性について認識を持ち、順次バリアフリー化の推進を図ることにより、最終的には市内全域がバリアフリー化されるよう努めていきます。

一方、本市には身体障がいのほか知的障がい、精神障がいなど様々な障がいのある方々が暮らしています。また、身体障がいについても外見からは判断できない内部障がいがある方もおられるほか、高齢者、妊婦、子連れの方、子供など障がいがなくとも手助けを必要とされる方もおられます。

このような状況を踏まえ、山口市では施設のバリアフリー化を進めるにあたり、事業者や健常者からの視点だけで整備するのではなく、多様なニーズを捉えながら常に利用される方の立場に立った効果的なバリアフリー化を進めるとともに、ソフト施策と連携しながら誰もが快適に利用できる施設整備に努めていきます。

#### ■ 市全体におけるバリアフリー化推進の考え方





## (2) 市民、事業者、行政の役割とバリアフリー推進体制の確立

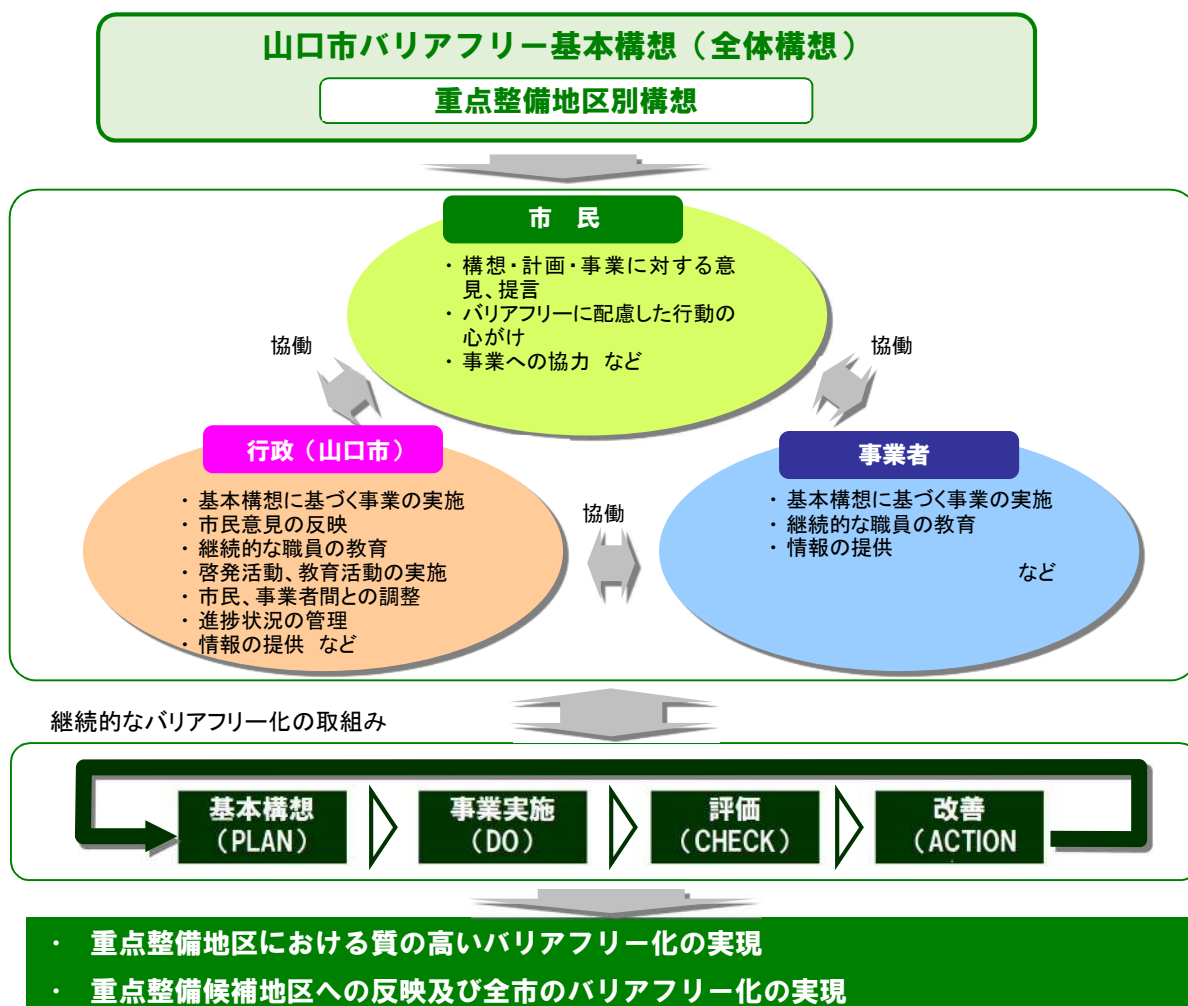
本基本構想に位置づけた事業の円滑な推進を図るため、市民、事業者、行政が協働して特定事業やその他の事業及び関連事業を推進していきます。

行政、事業者においては基本構想に基づくバリアフリー化の推進と、心のバリアフリー推進に向けた啓発活動や教育活動の実施、また、市民は行政や各事業者が行うバリアフリー整備に対する協力、その他日常生活における支えあい助け合いなど、それぞれの立場でできることを主体的に取り組んでいくものとします。

さらに、事業の実施を図るだけでなく、事業の進捗管理及び、高齢者や障がい者等の意見を反映する場の検討を行い、基本構想（PLAN）、事業の実施（DO）、評価（CHECK）、改善（ACTION）といった段階的かつ継続的なバリアフリー化の促進を図ります。

なお、今後は、重点整備地区で取り組むこととなる事業の経過や評価結果を踏まえ、その他の重点整備候補地区等においても順次、整備の必要性や優先性等を検討しつつ継続的にバリアフリー化を推進していくこととします。

### ■市民、事業者、行政の主な役割と推進体制



## 参考資料

### 1 策定経過

年 月 日	内 容
平成19年10月16日	☆第1回山口市バリアフリー基本構想庁内検討委員会
平成19年10月31日	★第1回山口市バリアフリー基本構想推進協議会
平成19年11月22日～ 平成19年12月10日	市民アンケート (配布3,000通、回収率約48%)
平成19年12月5日～ 平成19年12月14日	高齢者・障がい者団体等ヒアリング (高齢者・障がい者等69人参加、全9回開催)
平成20年2月20日	☆第2回山口市バリアフリー基本構想庁内検討委員会
平成20年3月12日	★第2回山口市バリアフリー基本構想推進協議会
平成20年6月27日	◎新山口駅周辺地区まちあるき点検及びワークショップ (高齢者、車椅子利用者、視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者の保護者等 計35人参加)
平成20年7月7日	◎「心のバリアフリー」を考えるワークショップ開催 (高齢者、車椅子利用者、視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者の保護者、一般参加者等 計36人参加)
平成20年10月20日	☆第3回山口市バリアフリー基本構想庁内検討委員会
平成20年11月4日	★第3回山口市バリアフリー基本構想推進協議会
平成21年1月14日	☆第4回山口市バリアフリー基本構想庁内検討委員会
平成21年2月2日	★第4回山口市バリアフリー基本構想推進協議会
平成21年2月9日	■経営会議(原案の説明)
平成21年2月16日	■議会説明
平成21年3月2日～ 平成21年4月2日	◎パブリックコメント (提出された意見はありませんでした。)
平成21年4月24日	☆第5回山口市バリアフリー基本構想庁内検討委員会
平成21年5月19日	★第5回山口市バリアフリー基本構想推進協議会
平成21年5月25日	■経営会議(策定)
<b>平成21年6月1日</b>	<b>山口市バリアフリー基本構想策定</b>
平成26年12月16日	◎山口駅周辺地区まち歩き点検ワークショップ(53人参加)
平成27年1月30日	☆第6回山口市バリアフリー基本構想庁内検討委員会
平成27年2月10日	★第6回山口市バリアフリー基本構想推進協議会
平成27年8月9日	☆第7回山口市バリアフリー基本構想庁内検討委員会

平成27年8月28日	★第7回山口市バリアフリー基本構想推進協議会
平成27年11月20日	◎心のバリアフリーワークショップ（47人参加）
平成28年3月14日	☆第8回山口市バリアフリー基本構想庁内検討委員会
平成28年3月23日	★第8回山口市バリアフリー基本構想推進協議会
平成28年6月30日	☆第9回山口市バリアフリー基本構想庁内検討委員会
平成28年7月19日	★第9回山口市バリアフリー基本構想推進協議会
平成28年8月8日	■経営会議
平成28年8月22日	■議会説明
平成28年8月23日～ 平成28年9月23日	◎パブリックコメント
<b>平成28年10月1日</b>	<b>『山口市バリアフリー基本構想改訂版』策定</b>

## 2 山口市バリアフリー基本構想推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第26条第1項の規定に基づき、山口市バリアフリー基本構想推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議及び連絡調整を行う。

- (1) 移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）の作成に関する事項
- (2) 基本構想の実施に関する事項
- (3) その他移動等円滑化の促進に関して必要な事項

(組織)

第3条 委員は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 山口市
- (2) 関係する施設設置管理者、公安委員会その他基本構想に定めようとする特定事業その他の事業を実施すると見込まれる者
- (3) 高齢者、障がい者等、学識経験者その他の市が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、会務を統括する。
- 4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、

その職務を代理する。

(運営)

第6条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、必要に応じて委員以外の者に対して会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、都市政策部都市計画課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成19年10月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年12月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

### 3 山口市バリアフリー基本構想推進協議会委員名簿

平成28年6月24日現在

	根拠条例	種別	所属・役職名	氏名
1	第3条第1号に定める者	基本構想を作成する市	山口市都市政策部長	東 洋光
2	第3条第2号に定める者	道路等施設管理者	国土交通省中国地方整備局山口河川国道事務所長	廣川 誠一
3			山口県防府土木建築事務所長	藤本 拓男
4			山口市都市建設部長	西川 宜宏
5		公安委員会	山口県警察本部交通部交通規制課長	安永 孝裕
6			山口県山口警察署交通課長	萩原 靖
7			山口県山口南警察署交通課長	木内 智治
8		公共交通事業者	西日本旅客鉄道株式会社広島支社企画課長	森清 裕与之
9			中国ジェイアールバス株式会社運輸部運輸課長	助田 秀規
10			防長交通株式会社取締役営業部長	寶迫 啓之
11			山口地区タクシー協会会長	中野 和人
12		第3条第3号に定める者	学識経験者	国立大学法人山口大学工学部特命教授
13	公立大学法人山口県立大学社会福祉学部教授			増田 公香
14	1級福祉住環境コーディネーター			宮竹 美絵子
15	市民の代表者		山口市老人クラブ連合会会長	藤村 勉
16			山口市障害者団体連合会会長	高木 和文
17			山口市手をつなぐ育成会山口支部	岡山 久代
18			特定非営利活動法人あっと理事	藤井 智佳子
19			山口市自治会連合会副会長	原田 澄夫
20			山口市社会福祉協議会常務理事	柴崎 和幸
21			山口商工会議所建設部会長	宗像 常明
22			公募市民	吉田 倫太郎
23	関係行政機関	国土交通省中国運輸局山口運輸支局長	岡田 和史	
24		山口県観光スポーツ文化部交通政策課長	浜口 和彦	
25		山口市健康福祉部長	中谷 尚夫	

任期：平成27年1月9日から平成29年1月8日まで

#### 4 用語解説

(1/4)

見出し	語句	解説
あ行	移動等円滑化	高齢者、障がい者等の移動又は施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上すること。
	移動等円滑化基準	高齢者や障がい者等が円滑に移動または利用できるようにするため、国が定めるバリアフリー化の基準のことで、車両や施設などの新設または改良時に義務づけられるバリアフリー化の措置を規定したもの。公共交通移動等円滑化基準、路外駐車場移動等円滑化基準、建築物移動等円滑化基準、都市公園移動等円滑化基準、道路移動等円滑化基準がある。
	移動等円滑化基本構想	市町村が、バリアフリー新法に基づいて駅などを中心とした地区や高齢者、障がい者等が利用する施設が集まった地区を重点整備地区として定め、その地区におけるバリアフリー化に関する基本的な事項を記載した計画のこと。
	オストメイト	大腸がんや膀胱がん等が原因で、人工肛門や人工膀胱を使用している人のこと。
か行	協働	複数の主体が、目標を共有し、ともに力を合わせて活動すること。
	協議会	基本構想の作成に関する協議及び基本構想の実施に係る連絡調整を行うため、市町村、事業者、高齢者・障がい者等、学識経験者等により構成された法定の組織。
	基準適合義務	一定の公共交通機関の施設（駅、車両等）や道路、路外駐車場、都市公園、建築物について、新設又は改良時に移動等円滑化基準へ適合させる義務があること。また、既存のこれらの施設については、基準適合の努力義務等が生じること。
	公共交通事業者	鉄道事業法による鉄道事業者、軌道法による軌道経営者、道路運送法による一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者、自動車ターミナル法によるバスターミナル事業を営む者、海上運送法による一般旅客定期航路事業を営む者、航空法による本邦航空運送事業者及び鉄道施設、輸送施設、航空旅客ターミナル施設を設置し、又は管理する者。
	交通政策基本法	国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図ることを目的に、政府が推進する交通に関する施策についての基本理念・基本事項を定めている法律で、平成25年に施行された。同法に基づき、交通に関する施策の基本的方針や目標、施策等について「交通政策基本方針」が定められている。
	交通バリアフリー法	平成12年に施行「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」の略称で、駅・鉄道車両・バスなどの公共交通機関と、駅などの旅客施設周辺の歩行空間のバリアフリー化を進めることを目的とする。 平成18年には、ハートビル法と統合され、バリアフリー新法が施行された。

見出し	語句	解説
か行	交通用施設	道路、駅前広場、通路その他の一般交通の用に供する施設。
	国勢調査	総務省統計局が行う全国一勢の国勢に関する調査。10年ごとに行われ、その中間の5年目には簡易な方法による調査が実施されている。 国勢調査は、社会福祉、雇用、環境整備、交通など各種行政上の諸施設の企画・立案のための基礎資料を得ることを主たる目的として国内のすべての居住者について行われるものである。
	心のバリアフリー	高齢者、障がい者等の自立した生活を確保することの必要性について理解を深め、視覚障がい者用誘導ブロックへの駐輪や身体障がい者用駐車スペースへの駐車等による施設利用等を妨げる行為をしないこと、また、必要に応じて手助けすること等の支援により、高齢者、障がい者等の円滑な移動及び施設利用の確保に積極的に協力すること。
	コミュニティバス	交通空白地域の地域住民の生活の足として、地域住民の利便向上等のため一定地域内を運行するバスのこと。
さ行	施設設置管理者	公共交通事業者等、道路管理者、路外駐車場管理者等、公園管理者及び建築主等をいう。
	重点整備地区	優先的に移動の円滑化を図るためのバリアフリー化事業を推進していこうという区域のこと。
	障害者差別解消法	平成28年4月1日から施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の略称。 国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とする。
	スパイラルアップ	具体的な施策などの内容について、高齢者、障がい者等の参加の下で検証し、その結果に基づいて新たな施策や措置を講ずることによって、段階的・継続的な発展を図っていくこと。
	生活関連経路	生活関連施設相互間の経路をいう。
	生活関連施設	高齢者、障がい者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設をいう。市役所、保健所、老人福祉施設、障がい者福祉施設、病院、診療所、劇場、図書館、百貨店等。
	その他の事業	生活関連施設、生活関連経路に関するバリアフリー化の事業のうち、特定事業に該当しないもの。例として、駅前広場、通路等。
た行	多機能トイレ	「多目的トイレ」「誰でもトイレ」等と呼ばれているもので、車椅子対応設備、乳幼児対応設備、オストメイト対応設備など、様々なニーズに対応できるよう複数の機能が整備されたトイレ。



見出し	語句	解説
た行	低床バス(ワンステップバス、ノンステップバス)	車椅子や足の不自由な人、お年寄りなどが容易にバスの乗降ができるよう配慮した、床の高さを今までのバスよりも低くしたバスのこと。
	特定建築物	学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホームその他の多数の者が利用する政令で定める建築物又はその部分等。
	特定道路	多数の高齢者・障がい者等の移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定める道路法による道路。
	特定事業	移動等円滑化のために必要な施設の整備等に関する事業をいう。公共交通特定事業、道路特定事業、路外駐車場特定事業、都市公園特定事業、建築物特定事業及び交通安全特定事業がある。
	特定事業計画	基本構想策定後、各施設設置管理者が特定事業を実施するために作成する計画。公共交通特定事業計画、道路特定事業計画、路外駐車場特定事業計画、都市公園特定事業計画、建築物特定事業計画及び交通安全特定事業計画がある。
	特定旅客施設	旅客施設(鉄道施設、バスターミナル、航空旅客ターミナル施設など)のうち、利用者が相当数(概ね5,000人/日以上)であること又は相当数であると見込まれる施設。
	特定路外駐車場	道路の付属物である駐車場、公園施設である駐車場、建築物及び建築物に付属する駐車場を除く路外駐車場であって、駐車のために供する部分の面積が500㎡以上であり、かつ駐車料金を徴収するもの。
	特別特定建築物	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する特定建築物であって、移動円滑化が特に必要なものとして政令で定めるもの。
な行	ノーマライゼーション	障がい者や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方。
は行	ハートビル法	平成6年に施行された「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」の略称で、高齢者・身体障がい者等が円滑に利用できる建築物の建築のための措置を講ずることにより、建築物の質の向上を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。 平成18年には、交通バリアフリー法と統合され、バリアフリー新法が施行された。
	パブリックコメント	行政機関などが政策立案にあたり、広く住民に素案を公表し、それに対して出された意見・情報を考慮して最終決定を行う制度。
	バリアフリー	高齢者・障がい者等が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去(フリー)すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障がい、情報面での障壁などすべての障壁を除去するという考え方。

見出し	語句	解説
は行	バリアフリー 新法	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の通称。平成18年12月に施行され、高齢者、障がい者等の円滑な移動及び建築物等の施設の円滑な利用の確保に関する、施策を総合的に推進するため、基本方針並びに旅客施設、建築物等の構造及び設備の基準の策定のほか、市町村が定める重点整備地区において、高齢者、障がい者等の計画段階からの参加を得て、旅客施設、建築物等及びこれらとの間の経路の一体的な整備を推進するための措置等を定めたもの。
や行	ユニバーサル デザイン	あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすい都市や生活環境をデザインする考え方。
	要介護、要支援 認定者	市が介護を必要とする状態や日常生活に支援が必要であると認定した者。
わ行	ワークショップ	地域づくり活動において、住民参加の手法として、参加者自身が地域の課題を把握、共有化した上で、地域の将来像を話し合う手法。

**山口市バリアフリー基本構想**

平成21年6月策定

平成28年10月改訂

編集発行 山口市都市政策部都市計画課

〒753-8650 山口市亀山町2番1号

TEL (083) 934-2839

FAX (083) 934-2654